

# 地球温暖化・海洋酸性化に関する 科学的知見と我が国の取組

平成24年7月30日

環境省 文部科学省 気象庁 水産庁

# IPCCとは

IPCC : Intergovernmental Panel on Climate Change  
(気候変動に関する政府間パネル)

## IPCCとは？

・国連環境計画(UNEP)・世界気象機関(WMO)により1988年に設立された政府間機関

## IPCCの任務

「気候変動に関する最新の科学的知見の評価」  
・世界各国の研究者の参加のもと、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者を始め広く一般に利用してもらうこと。

ただし、IPCCは設立以来、前提として、政策的に中立であり特定の政策の提案を行わない、という科学的中立性を重視している。

第4次評価報告書の作成には、

- ・ 3年の歳月
- ・ 130を超える国の450名を超える代表執筆者
- ・ 800名を超える執筆協力者
- ・ 2,500名を超える専門家の査読を経て、2007年に公開された。

## これまでに公開されたIPCC評価報告書

1990年：第1次評価報告書

1995年：第2次評価報告書

2001年：第3次評価報告書

2007年：第4次評価報告書

2014年：第5次評価報告書(作成中)

## IPCCの組織

IPCC  
総会

第1作業部会(WG1)：科学的根拠

気候システム及び気候変動についての評価を行う

第2作業部会(WG2)：影響・適応・脆弱性

生態系、社会・経済等の各分野における影響及び適応策についての評価を行う

第3作業部会(WG3)：緩和策

気候変動に対する対策(緩和策)についての評価を行う

インベントリー・タスクフォース

各国における温室効果ガス排出量・吸収量の目録に関する計画の運営委員会

## 第4次評価報告書作成スケジュール

第1作業部会(科学的根拠)報告書

2007年1月29日～2月1日：第1作業部会総会(フランス・パリ)で審議・採択

第2作業部会(影響・適応・脆弱性)報告書

2007年4月2日～4月5日：第2作業部会総会(ベルギー・ブリュッセル)で審議・採択

第3作業部会(緩和策)報告書

2007年4月30日～5月4日：第3作業部会総会(タイ・バンコク)で審議・採択

統合報告書

2007年11月12日～11月17日：第27回IPCC総会(スペイン・バレンシア)で審議・採択

# IPCC第4次評価報告書

## ～ 海洋の温暖化、海面水位の観測 ～

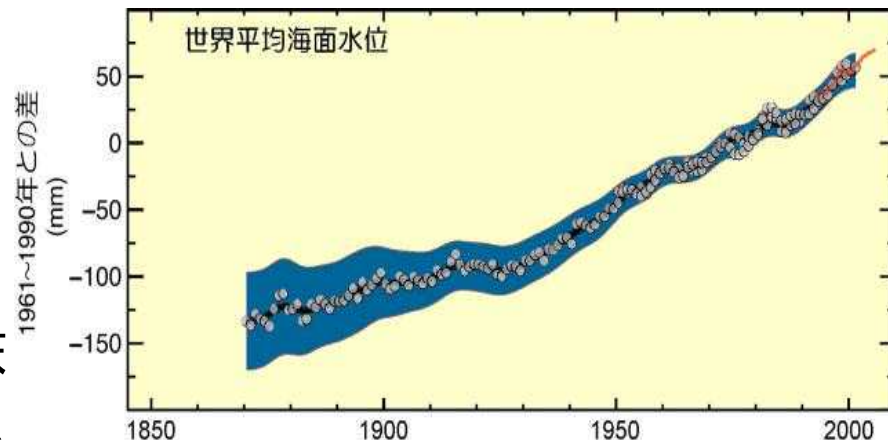
### ● 海洋の温暖化

- 1961年以降の観測によれば、世界平均海洋温度は、少なくとも水深3,000mまでは上昇しており、気候システム(大気・海洋・陸域・雪氷圏等)に加わった熱量のうち8割以上を海洋が吸収。
- この昇温は海水を膨張させ、海面水位の上昇に寄与している。

### ● 海面水位の上昇

20世紀中の海面上昇は0.17mと推定される。

- 1961～2003年における世界平均海面水位の上昇は年間1.8mm。
- 1993～2003年にかけては、年間約3.1mmと、より早い速度で上昇。
- グリーンランドと南極における氷床の減少は、1993年から2003年にわたって海面上昇に寄与した可能性がかなり高い。



# IPCC第4次評価報告書

## ～ 海洋の温暖化、海面水位の予測 ～

### ● 海洋の温暖化

- IPCCは経済成長や人口増加等について様々な仮定を置いた複数のシナリオで将来予測を実施。
- 全てのシナリオにおいて、北極と南極双方の海氷が縮小すると予測されている。(北極の晩夏の海氷は、21世紀後半までにほとんど消失するとの予測もある。)

### ● 海面水位の上昇

- シナリオごとの海面水位上昇予測

シナリオ	海面水位上昇(m)	(参考)気温変化( )
B1シナリオ(持続的発展型社会)	0.18-0.38	1.8 (1.1-2.9)
B2シナリオ(地域共存型社会)	0.20-0.43	2.4 (1.4-3.8)
A1Bシナリオ(多元化社会)	0.21-0.48	2.8 (1.7-4.4)
A2シナリオ(高成長型社会)	0.23-0.51	3.4 (2.0-5.4)

1980～1999年を基準とした2090～2099年の差

# IPCC第4次評価報告書

## ～ 海洋酸性化の観測と予測、影響 ～

大気中の二酸化炭素の増加は海洋の酸性化を引き起こす。

### < 観測 >

海洋は化石燃料起源CO<sub>2</sub>のうち42%を吸収してきた。  
その結果、産業革命以来、海洋のpHは既に約0.1低下した。

### < 予測 >

21世紀末までに、世界平均の海洋表層のpHは、現在からさらに0.14から0.35低下すると予測される。

### < 影響 >

海洋の酸性化は、炭酸カルシウムによる殻形成を行う海洋生物(サンゴなど)と、それらに依存する生物種に悪影響を与えることが予測されている。

# IPCC第4次評価報告書

## ～ 海洋酸性化の観測と予測、影響 ～

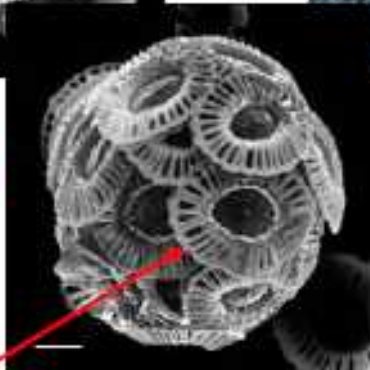
酸性化の影響を受ける可能性のある円石藻類(植物プランクトン)とサンゴ礁



Courtesy of the National Oceanic and Atmospheric Administration Central Library Photo Collection



CO<sub>2</sub>濃度を  
上げると...



形が崩れ、円形がギザギザになっている

円石藻類 (Emiliana huxleyi)を対象に、二酸化炭素を高濃度にした場合の実験結果

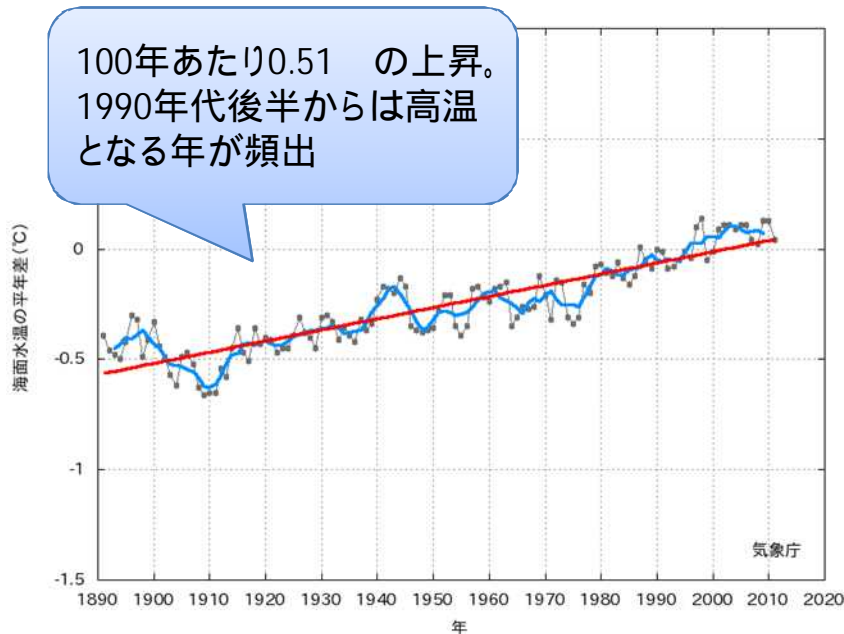
円石藻類写真の出典: Reprinted by permission from Macmillan Publishers Ltd: Nature (Riebesell, U. et al. 2000. Reduced calcification of marine plankton in response to increased atmospheric CO<sub>2</sub>. *Nature* 407, 364-367. ), copyright (2000) <http://www.nature.com/>

サンゴについては、海洋酸性化による悪影響のほか、水温上昇に伴う白化も観測されている。

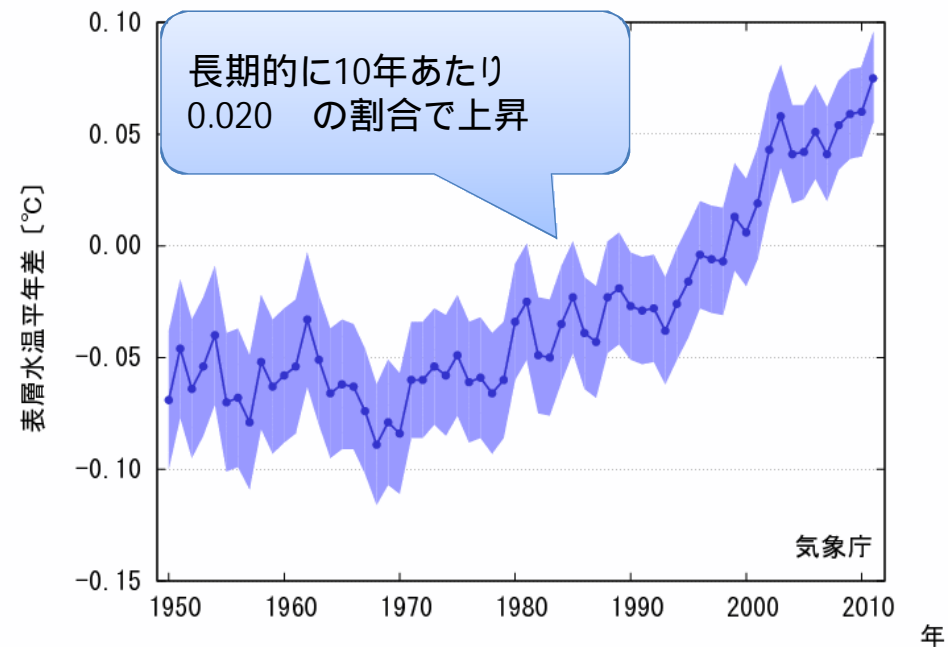
# 海洋の温暖化への取組

## ● 海洋の温暖化の監視 (気象庁)

- 気象庁の海洋気象観測船による高精度観測データ、一般船舶から通報されるデータ、人工衛星による海面水温および海面高度データ、等、さらに海外の観測データを用いた解析を行い、気象庁HP「海洋の健康診断表」において情報提供を実施。(平成17年～)



全球海面水温の長期変化傾向



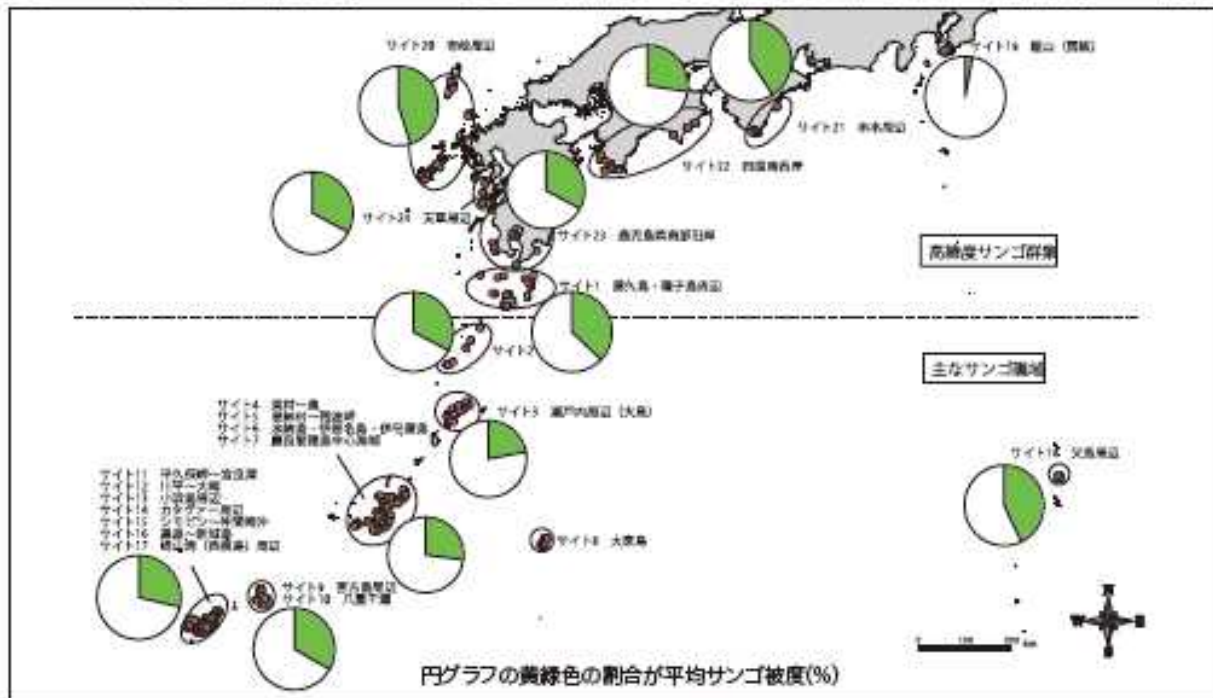
全球表層水温 (海面～水深700m) の長期変化傾向

気象庁HPより。いずれも1981～2010年平均が基準<sub>7</sub>

# 海洋の温暖化への取組

- 温暖化の影響を受けやすい海洋生態系の把握 (環境省)
  - ー 環境省は、全国の多様な生態系について、約1000ヵ所のモニタリングサイトで基礎的な自然環境情報の収集を長期的に実施。
  - ー 特に海洋の温暖化の影響を受けやすいサンゴ礁等のモニタリングは、生態系の異変をいち早く捉え、迅速かつ適切な生態系保全施策に役立つと期待。

●「モニタリングサイト1000 サンゴ礁調査」における平均サンゴ被度(2010年度)



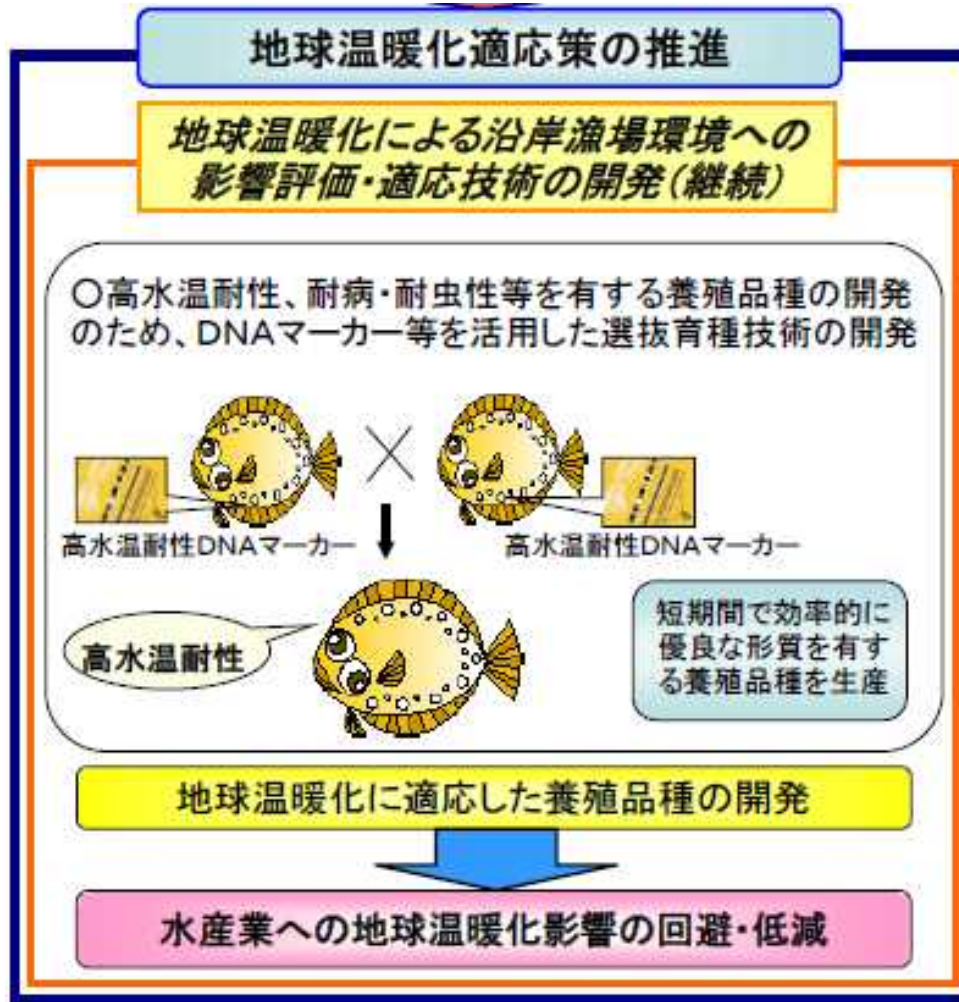
白化したサンゴの写真  
海水温の上昇等のストレスが続くとサンゴは白化し、この状態が長く続くとサンゴは死んでしまう。

※被度…サンゴが着生可能な海底の面積に占める、サンゴが覆っている面積の割合 (出典26より)



# 海洋の温暖化への取組

- 海洋の温暖化による沿岸漁場環境への影響評価・適応技術の開発(水産庁)



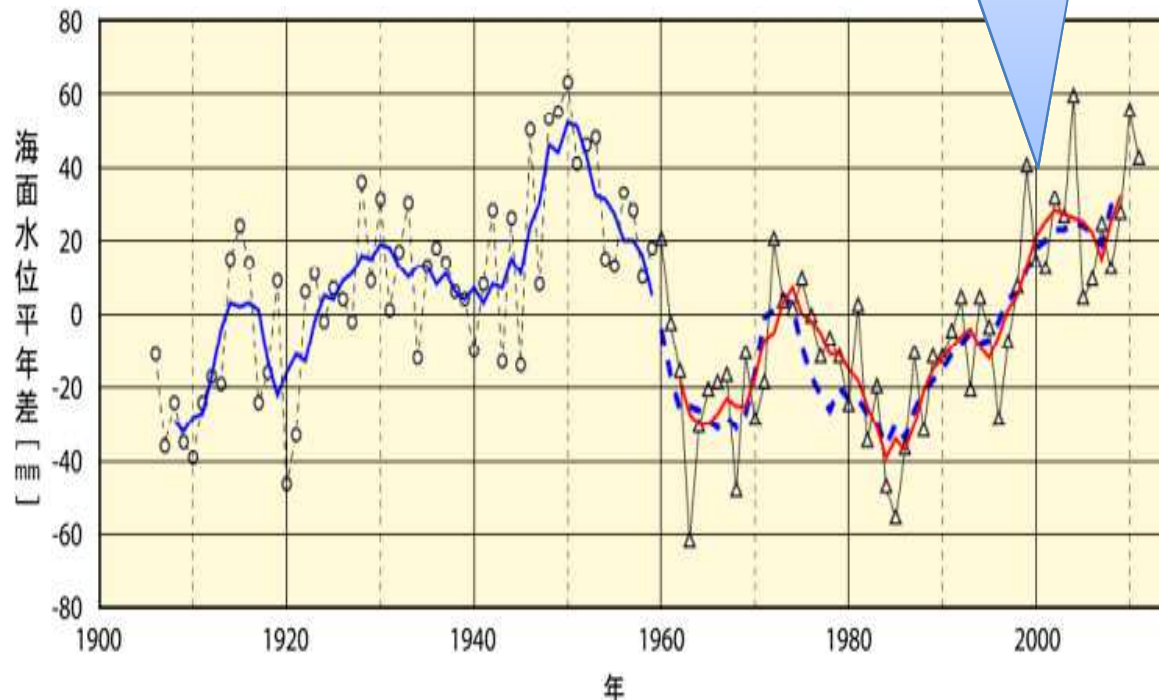
地球温暖化に伴う海水温の高温化によってもたらされる養殖業に対する悪影響を防止するため、遺伝情報を活用して高水温耐性等を有する養殖品種の評価・選抜等を実施。(平成21年～25年)

# 海面水位の上昇への取組

- 海面水位の監視 (気象庁)

- 沿岸に設置されている潮位計データを解析し、気象庁HP「海洋の健康診断表」において情報提供を実施。(平成17年～)
- ここ100年の日本沿岸の海面水位には、明瞭な上昇傾向は見られていない。

ここ100年の日本沿岸の海面水位には、明瞭な上昇傾向は見られていない。



気象庁HPより。いずれも1981～2010年平均が基準

# 海洋の酸性化への取組

## ● 海洋酸性化の監視 (環境省・国立環境研究所)

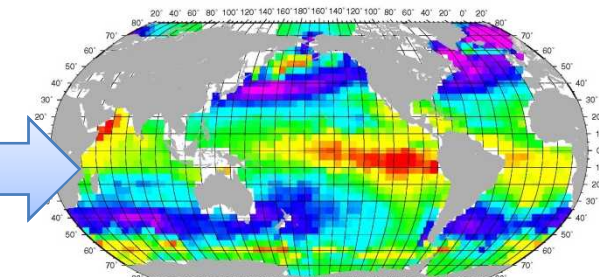
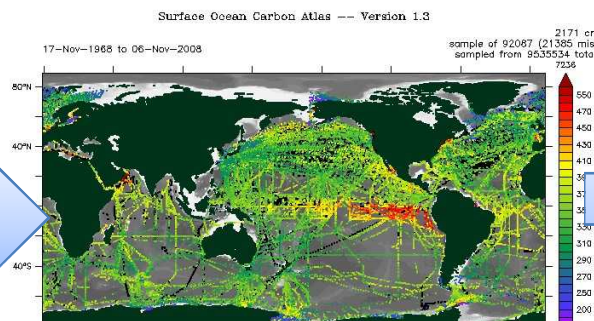
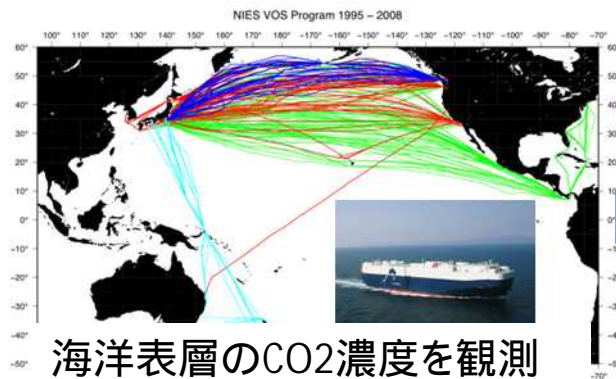
大気中のCO<sub>2</sub>の増加は海洋の酸性化を引き起こすことから、大気と海洋の間のCO<sub>2</sub>の交換の実態を把握することが、海洋酸性化の理解と対策に不可欠。

海運会社の協力により、定期貨物船に観測機器を設置して北太平洋の海洋表層のCO<sub>2</sub>濃度の観測を実施(平成19年～)

観測結果を同様の観測を行う海外の研究機関との協力で国際データベース(SOCAT)を作成し、世界全体の海洋表層のCO<sub>2</sub>濃度の分布を解析  
この結果から、海洋と大気の間でのCO<sub>2</sub>の交換量を広域で推定



## 海洋酸性化のメカニズムの解明と将来予測の高度化に貢献中

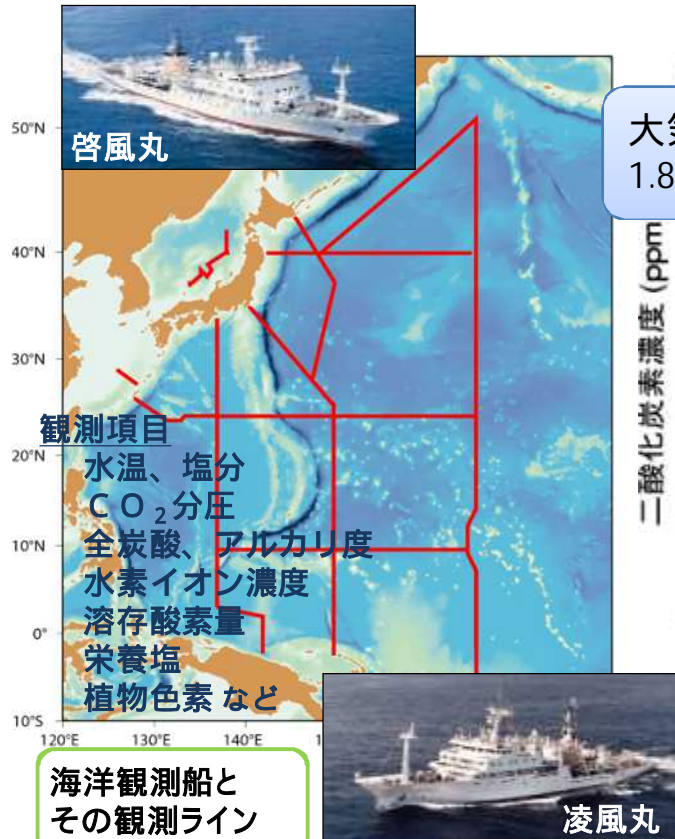


# 海洋酸性化への取組

## ● 海洋酸性化の監視 (気象庁) (昭和56年～)

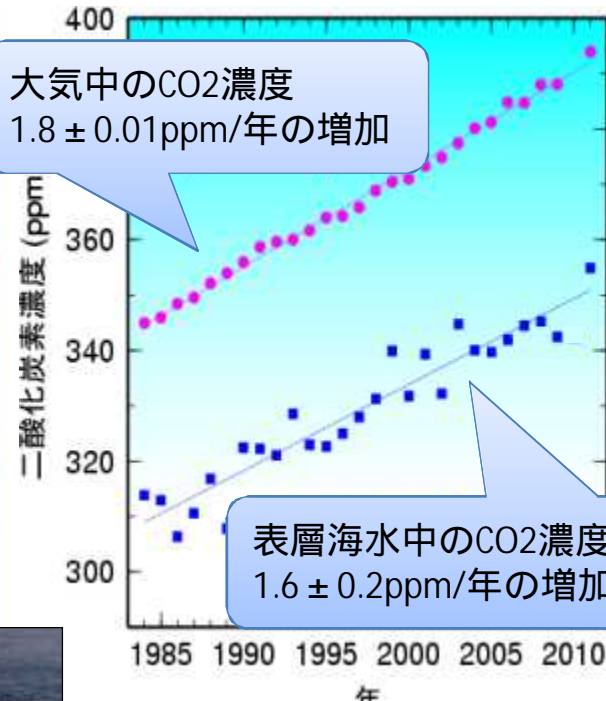
- 海洋観測船による同一航路に沿った海洋中のCO<sub>2</sub>濃度の長期的監視を実施。海洋酸性化の長期的変化傾向を把握。

### 高精度海洋観測



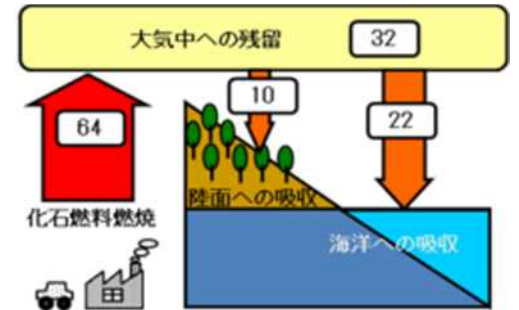
### 長期モニタリング

(例)海面付近の大気と表面海水のCO<sub>2</sub>濃度



### 炭素循環の解明

地球温暖化予測の精度向上  
海面水位の上昇予測



人間活動により大気中に排出された二酸化炭素の動向(1990年代の平均)  
数字は炭素に換算した重量(単位:億トン/年)

### 海洋酸性化の監視

海洋酸性化は、サンゴなど海洋生物や生態系に影響

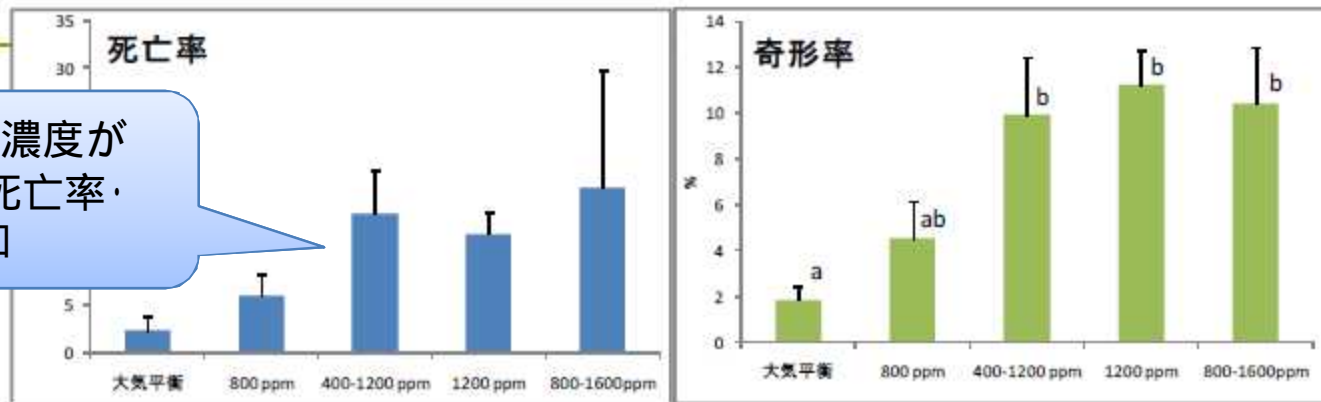
水産業、観光業などの経済活動に影響

# 海洋酸性化への取組

- 海洋酸性化が生物に与える影響評価研究(環境省)

海洋酸性化が石灰化生物に与える影響の実験的研究(国立環境研究所)(平成20年～22年)

- 琉球大学(サンゴを対象)、京都大学(ウニなどの底生生物を対象)、水産総合研究センター(貝・イカなどの水産重要種を対象)と連携し、海洋酸性化が進行した際の生物への影響を、水槽実験を通して評価。



(例) 海水中のCO<sub>2</sub>濃度がエゾアワビ浮遊幼生死亡・奇形率に及ぼす影響

# 海洋の温暖化・酸性化の将来予測

- 観測と将来予測を連携して実施(文部科学省)



## 地球環境変動領域 Research Institute for Global Change

### 予測研究 ~ 過去、現在の「予測」記述 ~

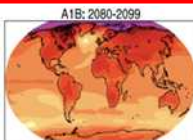
#### 短期気候変動応用予測研究

極端な現象や異常気象等を生み出す要因となる気候変動について、精度の高い数か月から数年規模の予測を実施



#### 地球温暖化予測研究

長期の全球的気候変動を精度よく予測できるモデルを構築し長期的な地球温暖化の適応策・緩和策に資する情報を提供



#### 次世代モデル研究

大気や海洋に関するより高精度な先端モデルを構築し、数値実験を実施



### 観測研究 ~ 物理・化学・生物プロセス理解 ~

#### 海洋環境変動研究

海洋環境の根幹である海洋大循環、海洋生態系、及び海洋の物質循環との相互関係を中心に、それらの複雑な応答過程を理解



#### 熱帯気候変動研究

熱帯域で発生する大気・海洋の変動について、各現象とそれらの相互関係を解明



#### 北半球寒冷圏研究

海洋・雪氷・大気・陸域の相互作用からなる気候システムの変動と過程を理解し、地球温暖化の寒冷圏への影響を評価



将来予測  
(何が起こるかを知る)

#### 物質循環研究

観測、モデル、古環境復元により、大気・海洋・陸域における物質循環の変動の要因と機構を解明



全球環境モニター  
(起こっている事を知る)

#### 予測手法 の改良

- 新たな予測要素の参入
- より細かい時空間分解能
- 微細現象の新たなパラメータ化

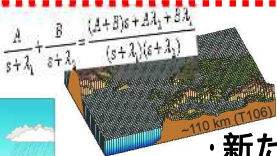
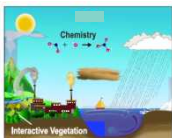
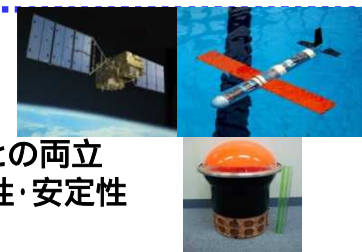
#### 相補的な連携

認知と予測の  
密接なやり取り



#### 観測手法 の改良

- モニターとプロセス研究との両立
- 長期間継続可能な経済性・安定性
- 堅固な国際枠組み



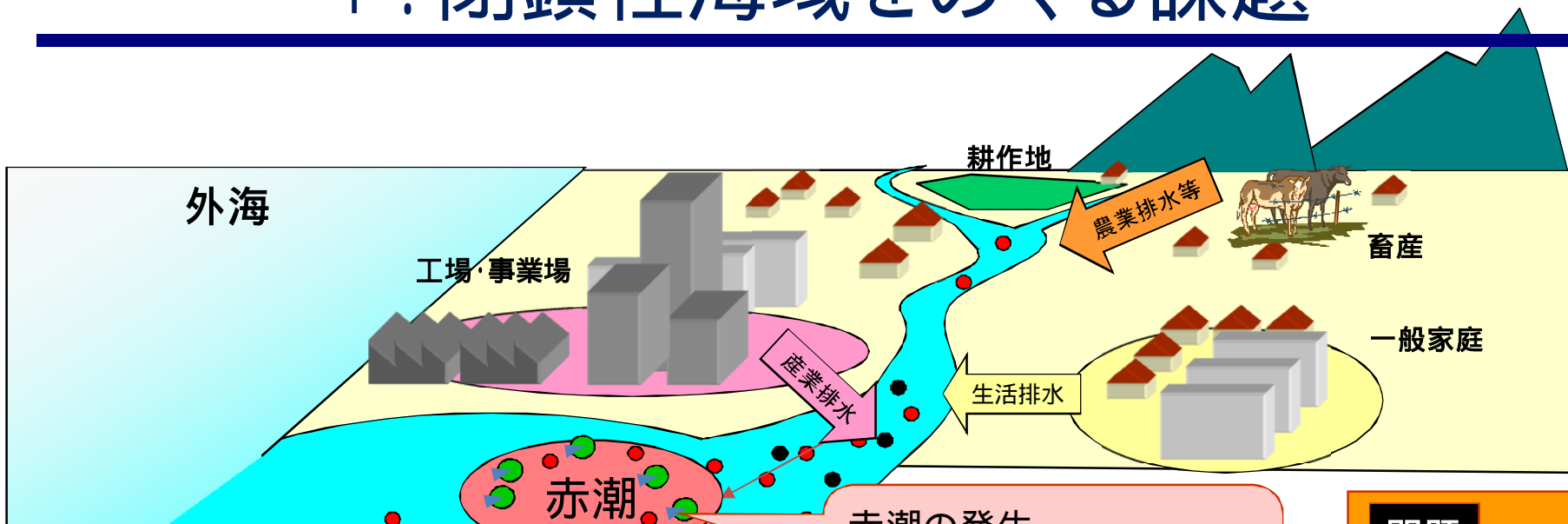
# 閉鎖性海域の水質保全対策

1. 閉鎖性海域をめぐる課題
2. 水質総量削減について
3. 瀬戸内海環境保全特別措置法
4. 有明海及び八代海等を再生するための特別措置法

環境省

平成24年7月30日

# 1. 閉鎖性海域をめぐる課題



- 有機汚濁物質
- 窒素・リン
- 植物性プランクトン

## 赤潮の発生

陸からの窒素・リンを栄養として植物プランクトンが大量に繁殖することで発生。

## 貧酸素水塊の発生

陸からの大量の有機汚濁物質や、プランクトンの死骸が海底で微生物に分解される際に酸素が消費されることで発生

## 底泥からの溶出

海中が貧酸素状態になると、底泥から窒素・リンが溶出。また、毒のある硫化水素も溶出。

## 問題

魚介類の種の変化

漁場の変化

魚介類の斃死

悪臭の発生

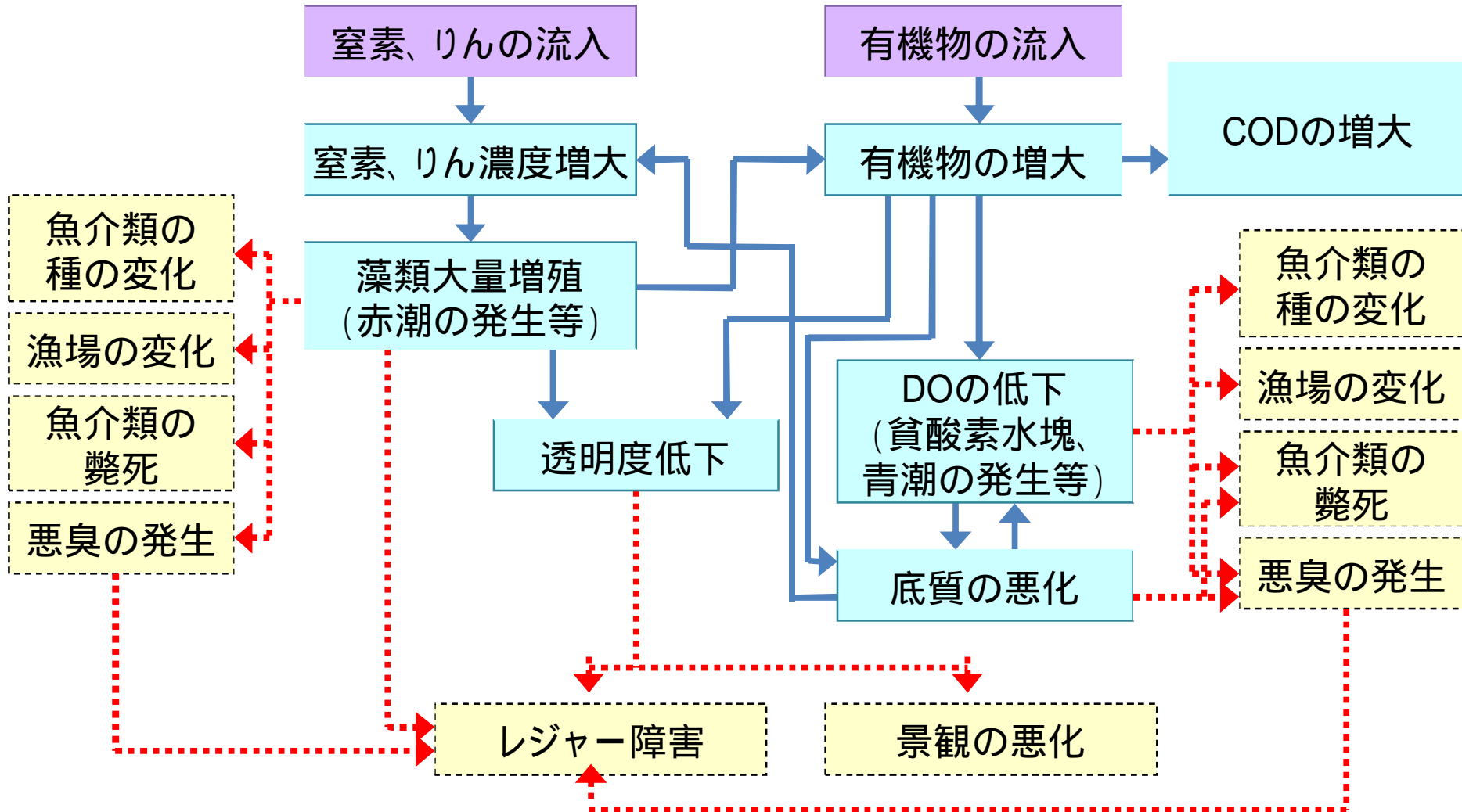
透明度の低下



# 富栄養化と有機汚濁のメカニズム

(富栄養化)

(有機汚濁)



# 2. 水質総量削減について

## 水質総量削減とは

根拠：水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法  
(昭和53年改正により導入)

- (1) 人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、5年ごと7次にわたり実施
- (2) 指定項目：化学的酸素要求量(COD)、窒素、りん  
(窒素、りんは第5次水質総量削減から指定項目に追加)
- (3) 指定水域・指定地域

### 東京湾

・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の  
関係地域

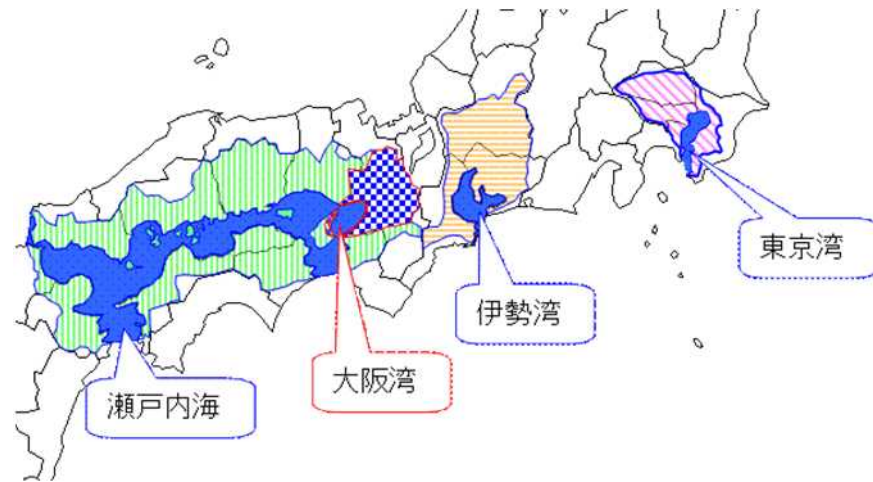
### 伊勢湾

・岐阜県、愛知県、三重県の関係地域

### 瀬戸内海

・京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、  
岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、  
愛媛県、福岡県、大分県の関係地域

### 対象海域と対象地域 (20都府県の関係地域)



# 水質総量削減のしくみ

## 総量削減基本方針(環境大臣)

目標年度、削減目標量、削減に関する基本的事項

## 総量削減計画(都府県知事)

発生源別(生活排水、産業排水、その他)の削減目標量、方途等

### 総量規制基準

- 日平均排水量50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に対する負荷量(=濃度×水量)の規制

### 削減指導等

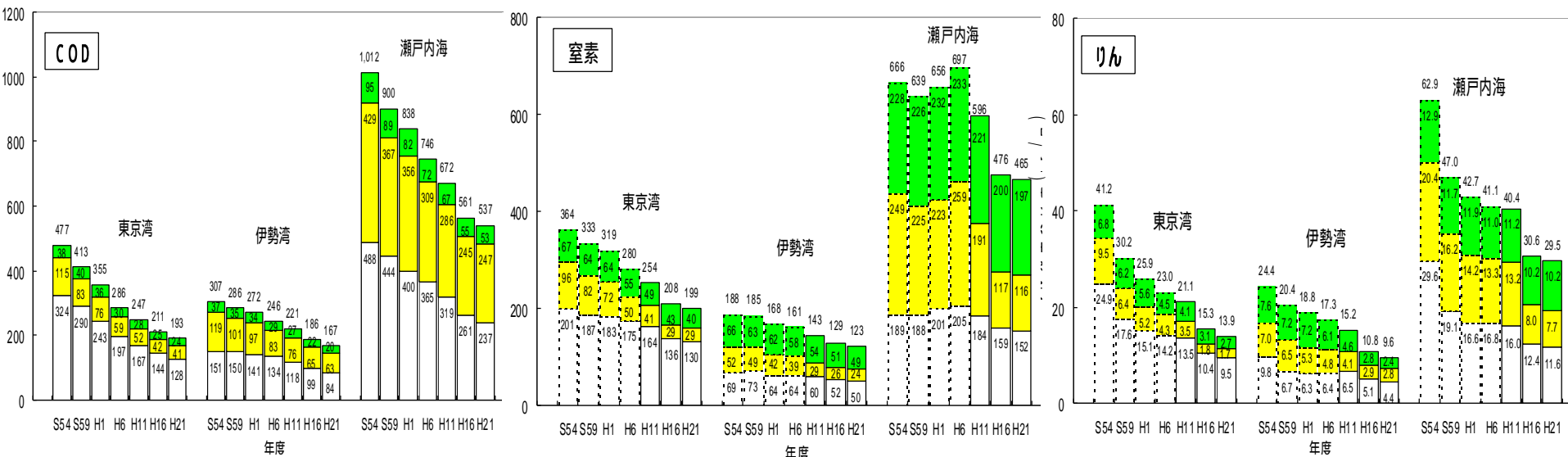
- 小規模事業場等対策
- 未規制事業場対策
- 農業、畜産農業等

### 事業の実施

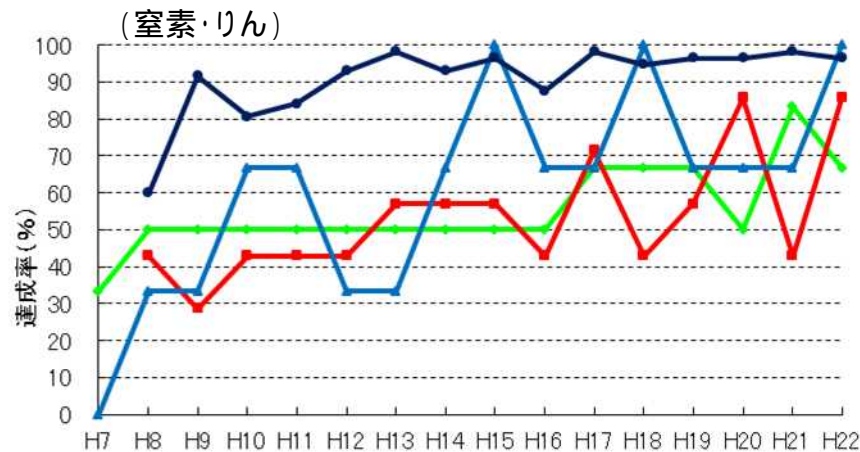
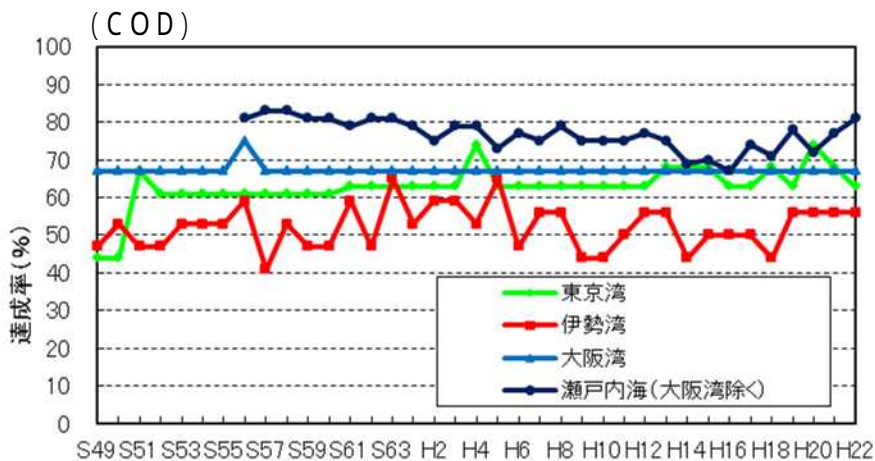
- 下水道・浄化槽等の整備
- その処理の高度化

# 総量削減による陸域負荷と水質の状況

## 陸域負荷の削減状況



## 環境基準達成率の推移



# 第7次水質総量削減（目標年度：平成26年度）

第7次水質総量削減の在り方について(平成22年3月中央環境審議会答申)

**東京湾・伊勢湾・大阪湾**

今後も水環境改善を進める必要がある

**瀬戸内海(大阪湾を除く)**

現在の水質が悪化しないよう必要な対策を講じる

例) 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針  
(東京湾)(平成23年6月15日策定)

東京湾における削減の目標(平成26年度)  
(発生源別)

	COD	窒素	りん
生活排水	119 (124)	118 (122)	8.5 (9.0)
産業排水	36 (36)	25 (26)	1.4 (1.4)
その他	22 (23)	38 (37)	2.2 (2.5)
合計	177 (183)	181 (185)	12.1 (12.9)

括弧内は平成21年度  
(都県別)

単位:トン/日

	COD	窒素	りん
埼玉県	66 (69)	52 (55)	3.2 (3.5)
千葉県	33 (35)	33 (33)	1.9 (2.0)
東京都	53 (54)	66 (67)	4.8 (5.1)
神奈川県	25 (25)	30 (30)	2.2 (2.3)
合計	177 (183)	181 (185)	12.1 (12.9)

# 3 . 瀬戸内海環境保全特別措置法

## (理念)

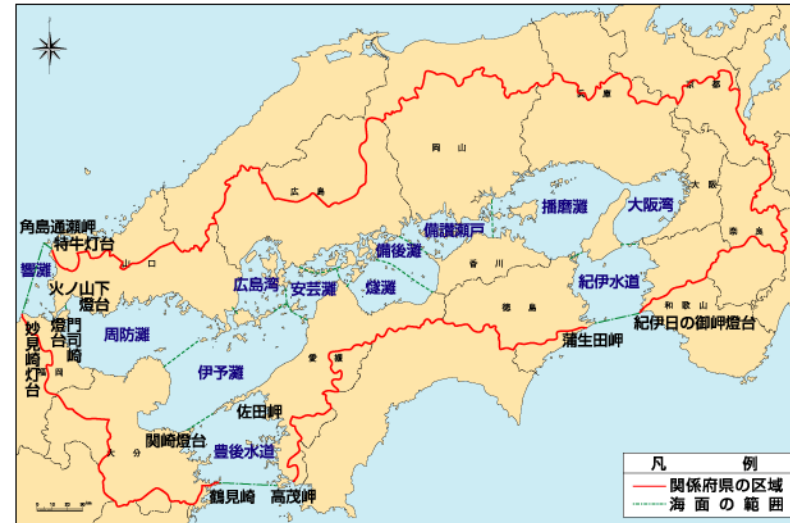
- ・瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、瀬戸内海の環境の保全を図ることが目的

## (特徴)

- ・特定施設の設置規制という面から、水質汚濁防止法とダイオキシン類対策特別措置法の特別措置法として位置付け
- ・地域特定の法律

## (主な内容)

- 政府による基本計画の策定
- 府県計画の策定
- 特定施設の設置規制      施設の許可制度
- 汚濁負荷量の総量の削減      CODの総量削減
- 富栄養化による被害発生の防止      窒素・リンの負荷量削減
- 自然海浜保全地区の指定
- 埋立の抑制
- 下水道及び廃棄物の処理施設の整備
- 赤潮等による漁業被害の救済



# 瀬戸内海環境保全基本計画 (H12.12閣議決定)

## 第1 序説

- 1 計画策定の意義
- 2 計画の性格
- 3 計画の範囲

## 第2 計画の目標

- 1 水質保全等に関する目標
- 2 自然景観の保全に関する目標

## 第3 目標達成のための基本的な施策

- 1 水質汚濁の防止
- 2 自然景観の保全
- 3 浅海域の保全等
- 4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮
- 5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
- 6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保
- 7 健全な水循環機能の維持・回復
- 8 失われた良好な環境の回復
- 9 島しょ部の環境の保全
- 10 下水道等の整備の促進
- 11 海底及び河床の汚泥の除去等
- 12 水質等の監視測定
- 13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等
- 14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
- 15 環境教育・環境学習の推進
- 16 情報提供、広報の充実
- 17 広域的な連携の強化等
- 18 海外の閉鎖性海域との連携
- 19 国の援助措置

# 瀬戸内海の将来像と環境保全・再生の在り方の検討

瀬戸内海環境保全基本計画推進の中での課題の指摘

- ・瀬戸内海環境保全基本計画フォローアップ(平成20年6月)における指摘
- ・今後の瀬戸内海の水環境の在り方の論点整理(平成23年3月)

水質改善中心の環境保全の在り方が問われている

瀬戸内海環境保全基本計画の前回策定から10年以上が経過  
この間に、海洋基本法や生物多様性基本法制定等の動き

瀬戸内海でも、海洋環境の保全に関する新たな理念や体制の整備に加え、生物多様性と生物生産性の向上等の新たな課題への対応が必要

瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と  
環境保全・再生の在り方について中央環境審議会に諮問  
(平成23年7月20日)

瀬戸内海部会 企画専門委員会で調査検討中

平成24年10月頃答申(予定)

環境保全基本計画の改定等(予定)



# 企画専門委員会の報告(素案)の概要

(H24.6.25 第5回会議資料より)

## 瀬戸内海の3つの価値

「庭」

景観、憩いの場、  
生物生息場

「畑」

高い生物生産性

「道」

ヒトとモノが行き交う  
海の道

## 環境の変遷と課題

水質 環境基準達成率の向上や赤潮件数の減少

水質は一定の改善、しかし海域ごと季節ごとに抱える課題

底質 流入汚濁負荷の削減、海砂利採取の原則禁止

底質悪化や海底改変に一定の歯止め、しかし湾奥などに汚濁物質が蓄積

藻場・干潟等 埋立許可は減少傾向

失われた藻場・干潟の再生や未利用地の活用が課題

景観 島嶼景観の劣化、自然海岸の人工護岸化、漂流・漂着ごみ

新たな課題 生物多様性の劣化、海水温上昇による漁業への影響

## 今後の目指すべき将来像

「庭」「畑」「道」の多面的価値・機能が最大限に発揮された『豊かな瀬戸内海』に！  
海域の状況や特性に応じた『豊かな海』に！

### 豊かな瀬戸内海のイメージ



### 環境保全・再生の基本的考え方

1. 湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理
2. 土砂供給にも着目し、負荷量削減と組み合わせた底質環境の改善
3. 沿岸域における良好な環境の保全・再生・創出
4. 自然と暮らしや賑わいと調和を図る自然景観及び文化的景観の保全
5. 共通的事項
  - ・ 森・里・川・海のつながりを考慮した地域における里海づくり
  - ・ 科学的データの蓄積及び順応的管理のプロセスの導入

## 今後の環境保全・再生施策の展開

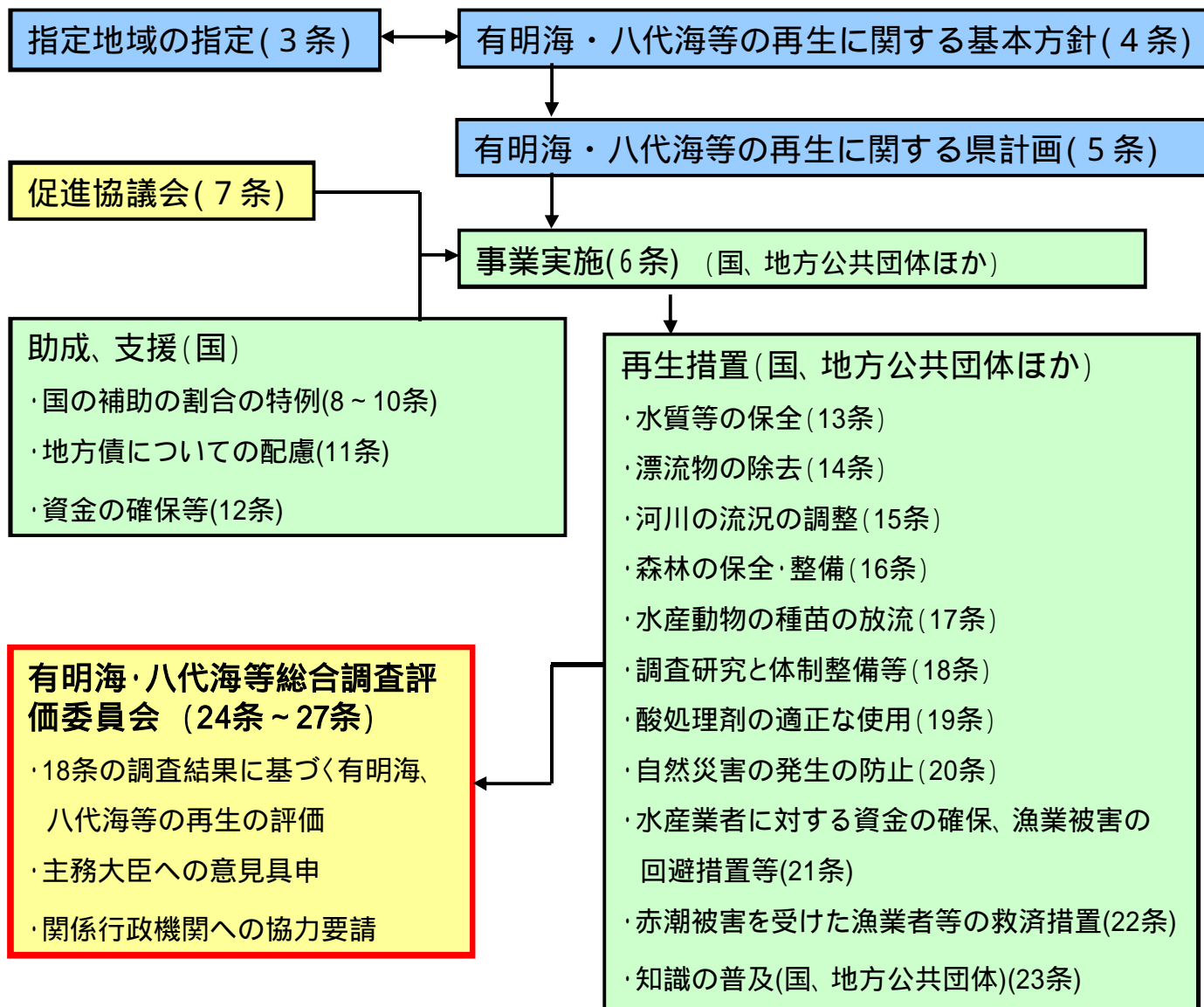
### 基本的な考え方に基づく重点的取組

1. 新たな環境基準項目への対応、栄養塩と生物多様性・生物生産性との関係に係る知見の集積、栄養塩濃度レベルの管理
2. 新たな環境基準項目への対応(再掲)、底質改善対策・窪地対策の推進
3. 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全・再生・創出、海砂利採取や海面埋立の厳格な規制及び代償措置、未利用地の活用
4. 瀬戸内海に特有な景観の保全、エコツーリズムの推進、海とのふれあいの創出

### 推進方策

- ・瀬戸内海環境保全基本計画等の見直し
- ・評価指標の設定
- ・より幅広い主体の参画・協働の促進
- ・調査・研究、技術開発の推進 等

# 4. 有明海及び八代海等を再生するための特別措置法



(注1) 主務大臣は、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣である。

(注2) 関係県は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県である。

公布・施行年月日 : 平成14年11月29日 (一部改正; 平成23年8月12日)

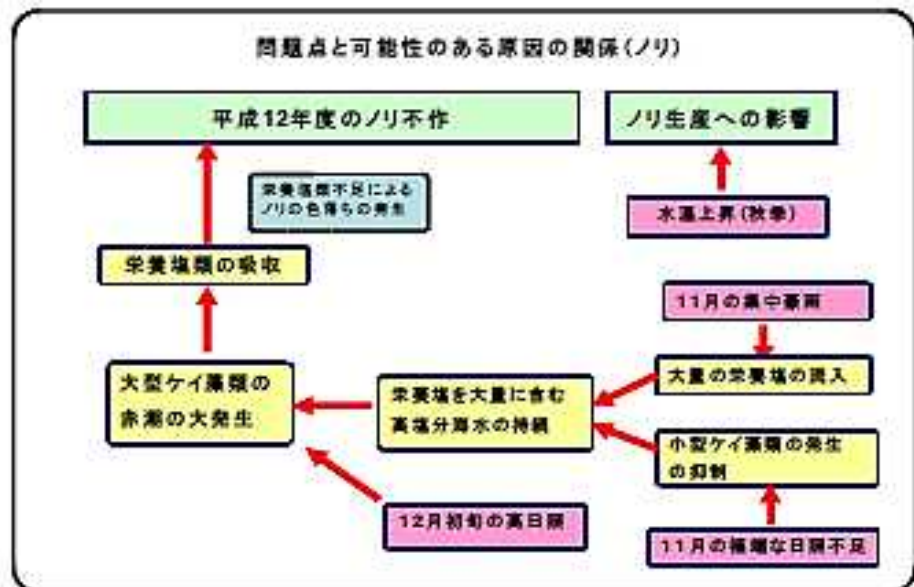
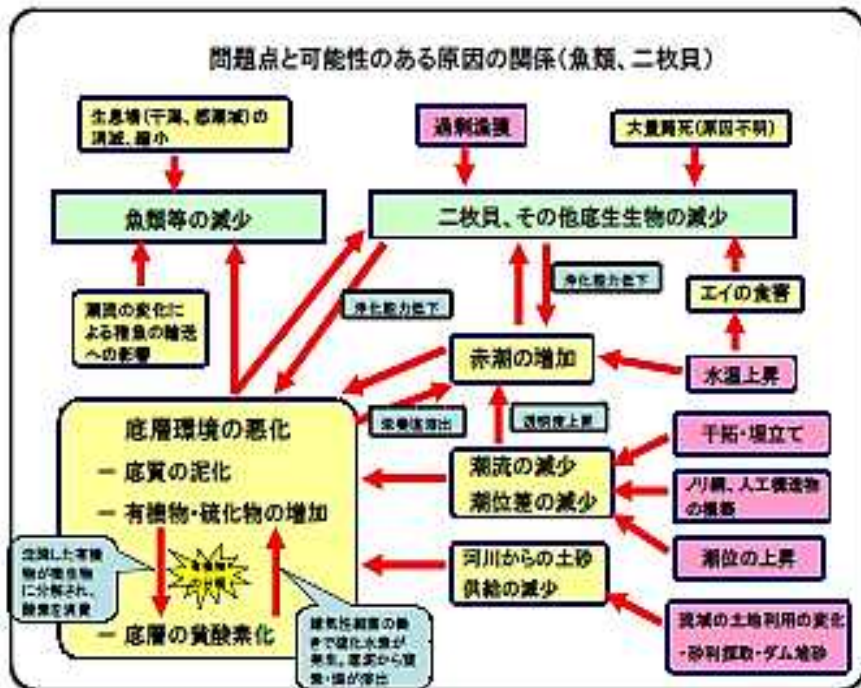
# 有明海・八代海総合調査評価委員会(法第24～27条)

環境省に設置

総合的な調査の結果に基づいて、有明海及び八代海等の再生に係る評価を行う。  
の事項に関し、主務大臣に意見を述べる。

委員は、環境の保全及び改善、水産資源の回復等に関し十分な知識経験のある者から、主務大臣と協議の上、環境大臣が任命する。

## これまでの成果(平成18年12月 委員会報告の概要)



調査研究結果等から、環境異変とその要因と見られる事項とを相関図として整理。

# 有明海・八代海等総合調査評価委員会

## ～これまでの経緯と今後の議論の方向性～

### 委員会報告(H18)とりまとめまで

有明海及び八代海等を再生するための特別措置法がH12年のノリ不作等が契機となって制定されたこと等を踏まえ、有明海や八代海で生じている環境異変(問題点)について、要因と関係のある事項を整理する等、専ら『**環境異変を巡る原因・要因究明**』が審議の主体

### H23年の法改正以降

これまでの委員会の最大ミッションである有明海及び八代海等の『**環境異変を巡る原因・要因究明**』にかかる審議とともに、『**再生の将来像や再生のための方策・手順**』を並行して審議を進める方向へ

## 海洋生物多様性保全の取組について

### 1. これまでの経緯

○ 平成 20 年 3 月 海洋基本計画閣議決定「生物多様性の確保や水産資源の持続可能な利用のための一つ的手段として、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省の連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進する。」

〔 第 2 部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 〕  
2 海洋環境の保全等（1）生物多様性の確保等のための取組

○ 平成 23 年 3 月 海洋生物多様性保全戦略策定（環境省）

生物多様性の保全と、海洋の生態系サービスの持続可能な利用を目的に策定したもの。

概要：海洋生物多様性の現状や、海洋生物多様性に人間活動が及ぼす影響を整理。海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本的視点と、そのための施策をとりまとめる。海洋保護区の考え方も整理。（別紙 1）

○ 平成 23 年 5 月 総合海洋政策本部会合

総合海洋政策本部会合において「我が国における海洋保護区の設定のあり方について」（別紙 2）を了承。

### 2. 現在の取組と成果、今後の議論の方向性

#### （1）生物多様性国家戦略

○ 生物多様性条約に基づき、我が国では、平成 7 年に「生物多様性国家戦略」を策定以来、これまでに 3 回改定を行い、現在、生物多様性条約第 10 回締約国会議（CBD-COP10）（平成 22 年）で採択された愛知目標に対応する国内目標を取り入れた改定作業を進めている\*。

※愛知目標：2020 年（又は 2015 年）までに生物多様性の損失を防ぐため達成すべき 20 の目標。下記目標が海洋に関連。

目標 6. 持続可能な漁業

目標 10. サンゴ礁等脆弱な生態系への人為的圧力の最小化

目標 11. 陸域の 17%、海域の 10%の保護区化

#### （2）重要海域（生物多様性の保全上重要度の高い海域）の抽出（環境省）

【背景】

## (2) 重要海域（生物多様性の保全上重要度の高い海域）の抽出（環境省）

### 【背景】

- ・海洋基本計画（平成20年閣議決定）及び生物多様性国家戦略2010（平成22年閣議決定）において、生物多様性の保全上重要度の高い海域を抽出することが示された。
- ・生物多様性条約第9回締約国会議（平成20年）では、「生態学的あるいは生物学的に重要な海域（EBSA: Ecologically or Biologically Significant marine Areas）」を抽出するための科学的基準が示された。
- ・海洋生物多様性保全戦略（平成23年）に、重要海域の抽出の基本的な考え方や方向性が具体的に示された。

- 環境省において、重要海域の抽出作業を平成23年度より開始。EBSAを抽出するための基準を参考に、国内（我が国の領海・排他的経済水域内）の重要海域を抽出する基準・方法を検討した。平成25年度にかけて抽出作業を進める予定。
- 上記の検討は、海洋の生物多様性について幅広い知識を有する有識者による公開の検討会において行われている。

（検討委員）

桜井 泰憲 北海道大学大学院水産科学研究院 教授

白山 義久 独立行政法人海洋研究開発機構 研究担当理事

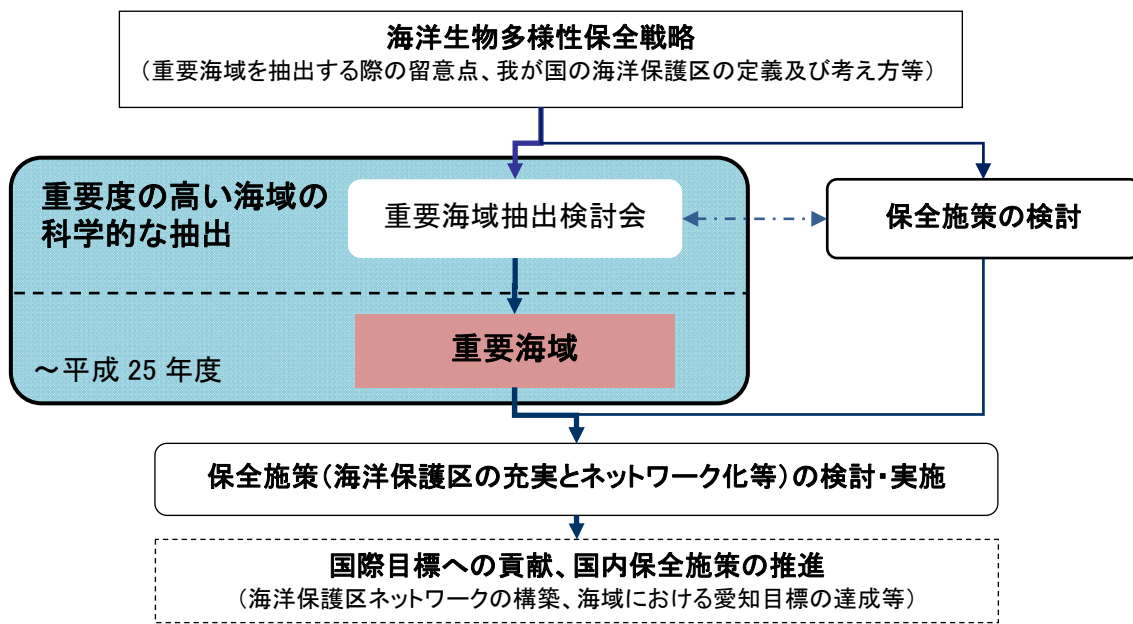
武岡 英隆 愛媛大学沿岸環境科学研究センター長  
環境動態解析分野 教授

中田 薫 独立行政法人水産総合研究センター研究推進部 研究主幹

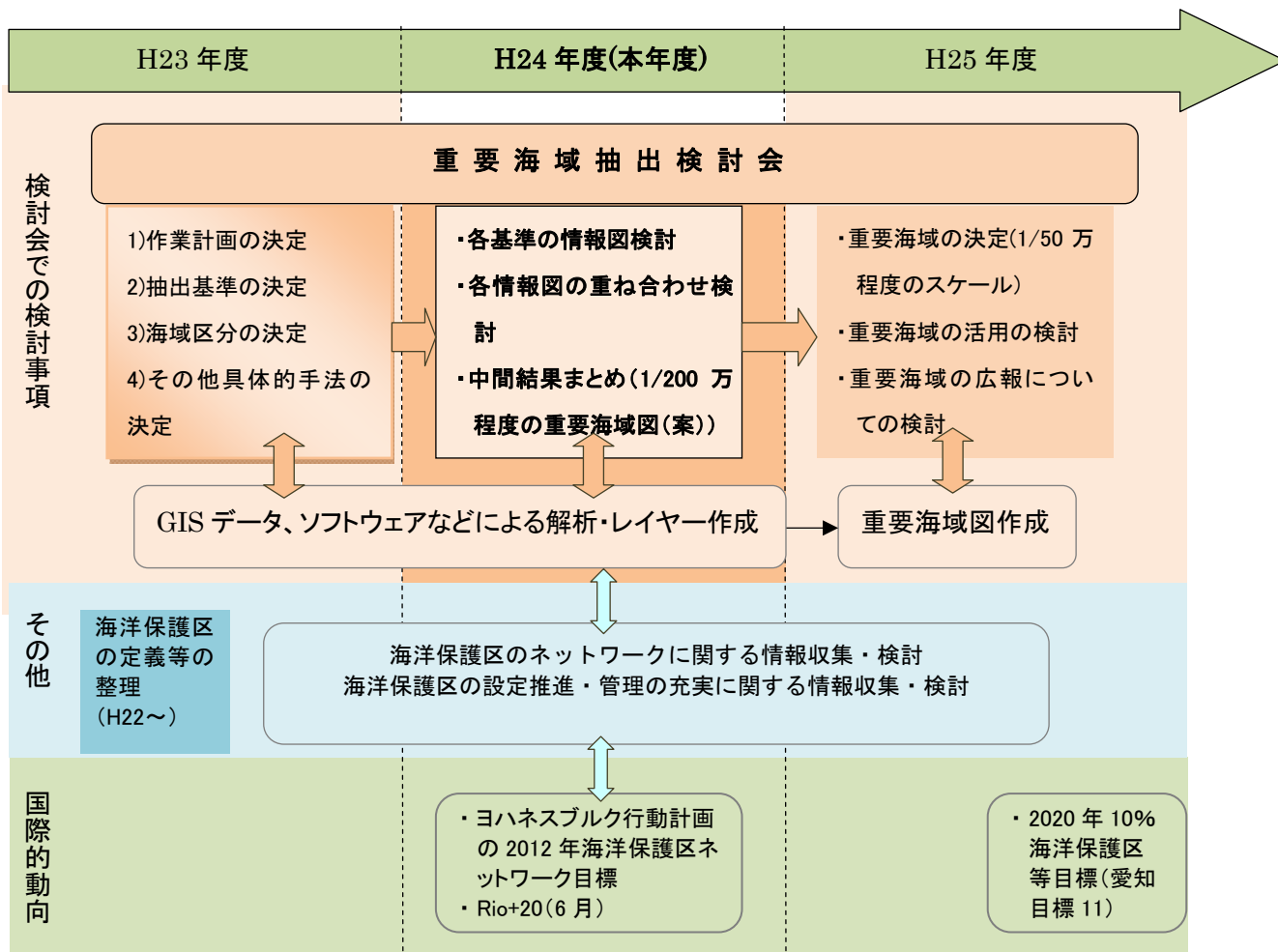
向井 宏 京都大学フィールド科学教育研究センター  
海域陸域統合管理学研究部門 特任教授

- 平成24年度は夏以降3回の検討会を開催し、8つの抽出基準別の情報図と、これらを統合した重要海域図（案）の作成を予定。
- 重要海域の用途
  - ・海洋保護区の充実とネットワーク化の推進
  - ・地球温暖化などにより予測される影響への適応
  - ・外洋域における適切な管理と環境配慮
  - ・社会的な理解及び多様な主体の参加の促進





重要海域抽出から保全施策の推進に至るプロセスの全体像 (イメージ)



作業行程表

(3) 自然公園等における対応 (環境省)

- 平成21年6月、自然公園法及び自然環境保全法を改正し、海域における保全施策の充実<sup>\*</sup>を行った (平成22年4月施行)。

※自然公園法の改正

海中の景観を維持するための海中公園地区を、海上の景観を含めて保全する海域公園地区に改めるとともに、当該地区内で環境大臣が指定する区域及び期間内における動力船の使用等について、許可を要する行為に追加することとした。また、国立公園等の海域内においても、利用調整地区を指定できることとした。

※自然環境保全法の改正

海中の自然環境を保全するための海中特別地区を、海域特別地区に改めるとともに、当該地区内で環境大臣が指定する区域及び期間内における動力船の使用等について許可を要する行為に追加することとした。

- これを踏まえ、平成21年度以降、小笠原国立公園、西表石垣国立公園、霧島錦江湾国立公園などで、海域の公園区域の拡張を行うとともに海域公園地区の指定を行った。

※小笠原国立公園 (平成21年度)

海域の国立公園区域拡張 94,162ha、海域公園地区追加 7箇所 (307ha)、海域公園地区拡張 1箇所 (13ha)

※霧島錦江湾国立公園 (平成23年度)

海域の国立公園区域拡張 21,846ha、海域公園地区追加 5箇所 (415ha)、海域公園地区拡張 2箇所 (46ha)

※西表石垣国立公園 (平成23年度)

海域の国立公園区域拡張 17,621ha 海域公園地区追加 12箇所 (7,611ha)、海域公園地区拡張 4箇所 (5,024ha)

※越前加賀海岸国定公園 (平成23年度)

海域の国定公園区域拡張 1,555ha、海域公園地区追加 1箇所 (613ha)

- 国指定鳥獣保護区のうち海域を含むものについては、平成21年度以降、8箇所の新規指定を行った。

※北硫黄島鳥獣保護区、南鳥島鳥獣保護区 (平成21年度)

祇苗島鳥獣保護区、大野原鳥獣保護区、冠島・杓島鳥獣保護区、枇榔島鳥獣保護区 (平成22年度)

与那覇湾鳥獣保護区 (平成23年度)

荒尾干潟鳥獣保護区 (平成24年度)

**(4) 海洋生物の種の希少性評価（環境省）**

- 海域の生物種に関する情報は陸域に比べて限定的であり、海洋の希少な生物の情報も整備されていなかったことから、環境省は平成24年度から、関係機関と連携し、海洋生物の絶滅のおそれの度合いの評価方法や評価可能な対象種の検討を開始している。
- 今年度の評価方法の確立や対象種の決定を踏まえ、短期間で評価が可能な分類群について、平成27年度末を目処に具体的な絶滅のおそれの度合いの評価を行う予定。

**3. 各省との役割分担や連携**

**(1) 海洋保護区に関する関係府省検討会**

- 総合海洋政策本部事務局が中心となり、海洋保護区の設定のあり方を明確にした上で、設定を適切に推進するため、関係府省が連携して検討する体制を構築している。

**(2) 生物多様性国家戦略**

- 現在パブリックコメント中の政府案において挙げている、海洋生物多様性に関する具体的施策は別紙3のとおり。



# 海洋生物多様性保全戦略の概要

別紙1

## 第1章背景

海洋の生物多様性保全に対する関心の高まりを受け、「生物多様性基本法」による「生物多様性国家戦略2010」に基づき、「海洋基本法」及び「海洋基本計画」も踏まえて、環境省が策定する戦略。

## 第2章目的

海洋の生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性を保全して、海洋の生態系サービス(海の恵み)を持続可能なかたちで利用すること

本保全戦略は、この目的に向け海洋の生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本的な視点と施策を展開すべき方向性を示す

## 第3章海洋の生物多様性及び生態系サービス

～私たちの「いのち」と「暮らし」を支える海洋の生物多様性～

### 我が国の非常に豊かな生物多様性

• 広い気候帯、複数の寒暖流、多くの島々、複雑な海岸線・海底地形(海溝、海山等)などの要素が多様な海洋環境を形成。藻場、干潟、サンゴ礁、汽水域などの多様な生態系を持つ。

### 健全で豊かな生態系から得られる「生態系サービス」

• 魚介類などの食料  
• 薬品などに活用される遺伝資源  
• ダイビングや潮干狩りなどのレクリエーション  
• 精神的な安らぎ  
• 水質の浄化  
• 気候の安定  
• 栄養塩の循環

現状と課題： 人間活動による生物多様性の劣化及び生態系サービスの低下

## 第4章基本的視点

- 生物多様性と生態系サービスの価値から海洋生物多様性の重要性を認識
- 生物や物質の陸と海とのつながり及び近隣諸国との連携を意識した海洋の総合的管理
- 生態系の構造と機能、影響要因を踏まえた我が国の管轄海域の特性に応じた対策
- 多様な主体が連携して取り組んできた自主的な管理等の地域の知恵や技術を生かした効果的な取組
- 生物多様性保全の有効な手段のひとつとしての海洋保護区

[定義]海洋保護区: 海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域。

## 第5章施策の展開

1. 情報基盤の整備  
生物多様性の保全上重要度の高い海域の抽出等科学的な情報及び知見の充実
2. 海洋生物多様性への影響要因の解明とその軽減政策の遂行  
気候変動、海洋環境への汚染負荷、漁業資源管理と漁場環境保全、外来種、気候変動等に対する対応
3. 海域の特性を踏まえた対策の推進  
沿岸域と外洋域などの海域の特性の違いを踏まえた保全及び持続可能な利用の推進
4. 海洋保護区の充実とネットワーク化の推進  
管理の充実と評価手法の検討、海洋保護区設定とネットワーク化の推進
5. 社会的な理解及び多様な主体の参加の促進  
普及広報、地域の主体的活動への支援、様々な主体の協働と連携の推進



## 我が国における海洋保護区の設定のあり方について

平成 23 年 5 月  
環 境 省

## ○ 背景

海洋保護区は、近年、沿岸及び海洋における生物多様性の保全等の手段として重要視されてきており、海洋基本計画（平成 20 年 3 月閣議決定）においても、「生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省連携の下、我が国における海洋保護区の設定のあり方を明確化した上で、その設定を適切に推進する」こととしている。

## ○ 我が国の海洋保護区の考え方

海洋保護区は、海洋の生物多様性と生態系サービスを確保するために区域を特定して規制や管理措置を講ずるもので、有効な保全施策として重要視されている。

我が国の海洋保護区は、以下のとおり定義され、いずれかの生態系サービスを持続可能な形で利用することを目的とする場合も海洋保護区の一つとして取り扱うものとする。

「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域。」（注：「海洋生物多様性保全戦略」における定義）

上記の定義に従って設定された区域においては、具体的な設定目的に従った管理措置が柔軟に導入されるものとする。

なお、海洋の生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用のための取組には、生物多様性に悪影響を与える環境改変の防止、海洋環境の汚染負荷の軽減、適切な漁業資源管理、適切な外来種の管理など、影響要因等によって様々な手法があり、その目的に応じた適切な手法による取組が実施されている。これらの取組には海域を明確に特定しない施策とともに、海域を明確に特定する海洋保護区の設定があり、必要に応じて双方の手法を適切に組み合わせてゆくことが有効である。

○ 我が国において海洋保護区に該当する区域

我が国において、「海洋保護区」と命名された区域の指定制度は存在しないが、上記の定義に合致する各種規制区域が制度化されており、それらを検討した結果、別表のとおり整理された。

○ 今後の対応

平成 22 年 10 月に我が国で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議において決定された愛知目標等の国際的目標を念頭に置き、また、我が国が締結している関連国際条約との整合性を確保しつつ、関係府省が連携の下、前述した既存の制度を効果的に活用し、海洋における生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用のため、その管理の充実も含め海洋保護区の設定を適切に推進する。

また、その設定状況について継続的にレビューするとともに、将来、必要に応じ、設定のあり方について検証し、必要な検討を行っていくこととする。



## 我が国において海洋保護区に該当する区域

## ① 自然景観の保護等

区域（制度）	区域指定目的	主な規制内容
自然公園 （自然公園法）	自然の風景地を保護し、その利用を促進することにより、生物多様性の確保に寄与する	主として土地改変などの開発規制（普通地域：届出制）。海域公園地区（許可制）では採捕規制もある。なお、汽水域では特別地域（許可制）の設定がありうる。
自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法）	自然の状態が維持され、将来にわたり海水浴や潮干狩り等に利用される海浜池等を保全する	工作物の新築、土地の形質の変更、鉱物の掘採、土石の採取等の開発規制（府県への届出制）

## ② 自然環境又は生物の生息・生育場の保護等

区域（制度）	区域指定目的	主な規制内容
自然環境保全地域（自然環境保全法）	自然環境を保全する	主として土地改変などの開発規制（普通地域：届出制）。海域特別地区（許可制）では採捕規制もある。
鳥獣保護区（鳥獣保護法）	鳥獣を保護する	狩猟の規制。特別保護地区では工作物建築等開発規制、特別保護指定区域ではさらに動力船使用規制等が加わる。
生息地等保護区（種の保存法）	国内希少野生動植物種を保存する	監視地区では開発規制（届出制）。管理地区では開発規制（許可制）のほか指定種の採捕規制、動力船利用制限。さらに立入制限地区では立入を制限。
天然記念物（文化財保護法）	学術的価値の高い動物、植物、地質鉱物を保護する	現状の変更、またはその保存に影響を及ぼす行為（許可制）

### ③ 水産生物の保護培養等

区域（制度）	区域指定目的	主な規制内容
保護水面（水産資源保護法）	水産動植物の保護培養	産卵、稚魚の育成等に適した水面につき、埋立、浚渫などの開発規制（許可制）、指定水産動植物の採捕規制。
沿岸水産資源開発区域、指定海域（海洋水産資源開発促進法）	水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置等により海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進	海底の改変、掘削行為などの開発規制（知事又は農林水産大臣への届出制）。沿岸水産資源開発区域では、都道府県は「沿岸水産資源開発計画」を定める。
都道府県、漁業者団体等による各種指定区域（各種根拠制度※）	水産動植物の保護培養、持続可能な利用の確保等	特定の水産動植物の採捕規制。
	※各種根拠制度：採捕規制区域（漁業法及び水産資源保護法）、資源管理規定の対象水面及び組合等の自主的取組（水産業協同組合法）	
共同漁業権区域（漁業法）	漁業生産力の発展（水産動植物の保護培養、持続的な利用の確保等）等	漁業権行使規則（知事認可）等による水産動植物の採捕規制（区域、期間、漁法、隻数等）。また、第三者の侵害に対して物権的請求権、損害賠償請求権に加え、漁業権侵害罪が適用。

上記の既存制度のうち、地理情報が入手可能な区域（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸資源開発区域）の面積を環境省において試算したところ、区域の重複を除いた合計面積が約 369,200km<sup>2</sup> であり、これは領海及び排他的経済水域（EEZ）の面積の約 8.3%に当たる。

# 生物多様性国家戦略 (案)

【パブリックコメント版】

平成 24 年 月 日

# 目次

前文	1
第1部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略	
第1章 生物多様性の重要性と理念	5
第1節 生物多様性とは何か	5
1 地球のなりたちと生命の誕生	5
2 大絶滅と人間の活動	5
3 生物多様性とは何か	6
第2節 いのちと暮らしを支える生物多様性	7
1 生態系サービスとは	7
2 いのちと暮らしを支える生物多様性	8
(1) 生きものがうみだす大気と水	8
(2) 暮らしの基礎	9
(3) 文化の多様性を支える	11
(4) 自然に守られる私たちの暮らし	12
第3節 生物多様性に支えられる自然共生社会の実現に向けた理念	14
第2章 生物多様性の現状と課題	16
第1節 COP10及びMOP5の成果概要	16
第2節 世界の生物多様性の現状と日本のつながり	20
1 世界の生物多様性	20
2 世界的にみた日本の生物多様性の特徴	23
3 世界の生物多様性に支えられる日本	26
第3節 生物多様性の危機の構造	27
1 第1の危機(開発など人間活動による危機)	27
2 第2の危機(自然に対する働きかけの縮小による危機)	28
3 第3の危機(人間により持ち込まれたものによる危機)	29
4 第4の危機(地球環境の変化による危機)	31
第4節 わが国の生物多様性の現状	33
1 生物多様性総合評価	33
2 野生生物等の現状	34
3 生態系の現状	38
4 東日本大震災による生物多様性への影響	42
第5節 生物多様性の保全及び持続可能な利用の状況	44
1 生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る制度の概要	44

2	生物多様性の保全に資する地域指定制度等の概要	46
3	野生生物の保全・管理に関する取組	48
4	東日本大震災からの復興に向けた取組	49
第6節	生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題	51
1	生物多様性に関する理解と行動	51
2	担い手と連携の確保	52
3	人口減少等を踏まえた国土の効率的な利用	52
4	生態系サービスでつながる「自然共生圏」の認識	52
5	科学的知見の充実	53
第3章	生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標	54
第1節	わが国の目標	54
第2節	自然共生社会における国土のグランドデザイン	54
1	基本的な姿勢「100年計画」	54
2	国土のグランドデザインの全体的な姿	55
3	国土の特性に応じたグランドデザイン	56
(1)	奥山自然地域	58
(2)	里地里山・田園地域	59
(3)	都市地域	61
(4)	河川・湿原地域	62
(5)	沿岸域	64
(6)	海洋域	65
(7)	島嶼地域	66
第4章	生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針	67
第1節	基本的視点	67
1	科学的認識と慎重かつ順応的な態度	67
2	地域に即した取組	68
3	広域的な認識	68
4	連携と協働	69
5	社会経済的な仕組みの考慮	69
6	統合的な考え方	70
7	持続可能な利用による長期的なメリット	70
第2節	基本戦略	72
1	生物多様性を社会に浸透させる	72
2	地域における人と自然の関係を見直し、再構築する	77
3	森・里・川・海のつながりを確保する	82
4	地球規模の視野を持って行動する	89
5	科学的基盤を強化し、政策に結びつける	92
第3節	各主体の役割と連携・協働	95

## 第2部 愛知目標の達成に向けたロードマップ

- 1 戦略計画 2011 - 2020 (愛知目標) .....99
- 2 愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標の設定 ..... 100

## 第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

まえがき ..... 112

第1章 国土空間的施策 ..... 115

### (広域連携施策)

第1節 生態系ネットワーク ..... 115

1 生態系ネットワーク ..... 115

第2節 重要地域の保全 ..... 117

1 自然環境保全地域など ..... 117

2 自然公園 ..... 118

3 鳥獣保護区 ..... 121

4 生息地等保護区 ..... 122

5 名勝・天然記念物、文化的景観 ..... 122

6 保護林、保安林 ..... 123

7 特別緑地保全地区など ..... 124

8 ラムサール条約湿地 ..... 124

9 世界遺産 ..... 125

10 生物圏保存地域(ユネスコエコパーク) ..... 126

11 ジオパーク ..... 127

12 地域の自主的な管理区域 ..... 127

第3節 自然再生 ..... 128

1 自然再生の着実な実施 ..... 128

2 自然再生の新たな取組の推進 ..... 129

第4節 環境影響評価など ..... 130

1 環境影響評価 ..... 130

2 環境影響の軽減に関するその他の主な取組 ..... 131

### (地域空間施策)

第5節 森林 ..... 133

1 重視すべき機能区分に応じた望ましい姿とその誘導の考え方 ..... 133

2 多様な森林づくりの推進 ..... 134

3 「美しい森林づくり推進国民運動」の促進 ..... 137

4 森林の適切な保全・管理 ..... 137

5 鳥獣による森林被害対策の推進 ..... 137

6 人材の育成、都市と山村の交流・定住の促進 ..... 138

7 施業現場における生物多様性への配慮 ..... 138

8 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の促進 ..... 139

9	森林環境教育・森林とのふれあいなどの充実	139
10	国産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展	139
11	保護林や緑の回廊をはじめとする国有林野の管理経営の推進	140
12	森林資源のモニタリングの推進	143
13	世界の持続可能な森林経営の推進	144
第6節	田園地域・里地里山	145
1	生物多様性保全をより重視した農業生産の推進	145
2	生物多様性保全をより重視した土づくりや施肥、防除などの推進	147
3	鳥獣被害を軽減するための里地里山の整備・保全の推進	147
4	水田や水路・ため池などの水と生態系ネットワークの保全の推進	147
5	農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興	148
6	希少な野生生物など自然とふれあえる空間づくりの推進	148
7	草地の整備・保全・利用の推進	149
8	里山林の整備・保全・利用活動の推進	149
第7節	都市	151
1	都市におけるエコロジカルネットワークの形成	151
2	緑地の保全・再生・創出・管理に係る総合的な計画の策定	152
3	緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策の推進	152
4	緑の保全・再生・創出・管理に係る普及啓発など	155
第8節	河川・湿原など	157
1	生物の生息・生育環境の保全・再生	157
2	水環境の改善	160
3	住民との連携・協働	163
4	河川を活用した環境教育や自然体験活動	163
5	河川環境に関する調査研究	163
第9節	沿岸・海洋	165
1	沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全	165
2	里海・海洋における漁業	170
3	海岸環境	173
4	港湾環境	175
5	海域汚染対策	175
第2章	横断的・基盤的施策	178
(普及と実践)		
第1節	生物多様性の主流化の推進	178
1	普及広報と国民的参画	178
2	自然とのふれあい	181
3	教育・学習・体験	185
4	人材の育成	187
5	経済的価値の評価	188
6	事業者と消費者の取組の推進	188

(野生生物の保護と管理)	
第2節 野生生物の適切な保護管理等	190
1 絶滅のおそれのある種と生息・生育環境の保全	191
2 鳥獣の保護管理等	193
3 動物の愛護と適正な管理	197
第3節 外来種等の生態系を攪乱する要因への対応	199
1 外来種対策	199
2 遺伝子組換え生物等	201
3 化学物質など非生物的要因	201
(持続可能な利用)	
第4節 農林水産業	204
1 農林水産業と生物多様性	204
第5節 エコツーリズム	206
1 エコツーリズム	206
第6節 生物資源の持続可能な利用	208
1 遺伝資源の利用と保存	208
2 微生物資源の利用と保存	212
3 遺伝資源へのアクセスと利益配分 ( A B S )	213
(国際的取組)	
第7節 国際的取組の推進	214
1 C O P 1 0 の成果を受けた国際貢献	214
2 生物多様性関連諸条約の実施	216
3 国際的プログラムの実施	220
4 開発途上国への支援及び協力	225
(科学的基盤の強化)	
第8節 情報整備・技術開発の推進	226
1 生物多様性の総合評価	226
2 調査・情報整備の推進	227
3 研究・技術開発の推進	230
(地球温暖化に対する取組)	
第9節 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応の推進	233
1 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応の推進	233
(統合的取組)	
第10節 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進	238
1 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進	238



第3章 東日本大震災からの復興・再生.....	242
第1節 東日本大震災からの復興・再生.....	242
1 三陸復興国立公園の創設.....	242
2 原子力発電所事故への対応.....	243
3 防災林等の活用.....	243
第2節 新たな自然共生社会づくりの取組.....	245
1 新たな自然共生社会づくりの取組.....	245

## 1 第9節 沿岸・海洋

### 3 (基本的考え方)

4 干潟、藻場、サンゴ礁、脆弱な島嶼<sup>とうしよ</sup>生態系や一部の海洋水産資源の減少を含めた沿岸・  
5 海洋生態系の劣化は、世界的にも、わが国においても認識されており、この原因として、  
6 生物の生息・生育場の物理的な改変、海洋環境の汚染、海洋生物の過剰な捕獲、外来種の  
7 導入などが考えられるほか、地球温暖化や海洋酸性化といった地球環境の変化による影響  
8 も懸念されています。また、海洋生物の生息・生育状況を含め、保全施策の基盤となる情  
9 報は不足しています。

10 こうした状況に対処するため、わが国の海洋の生物多様性の保全を総合的に推進するた  
11 めの基本的な方針として策定された海洋生物多様性保全戦略(平成23年)に沿って、海洋  
12 の生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性を保全して、海洋の生態系サービス(海  
13 の恵み)の持続可能な利用を進めていきます。

14 具体的には、海洋生物多様性とそれが供給するさまざまな生態系サービスの重要性を認  
15 識し、適切に評価すること、そして、里海を含む沿岸域における陸と海のつながりや、外  
16 洋域における生態系の連続性や海洋生物の広域にわたる移動等を考慮した、総合的管理を  
17 進めることが必要です。また、その際には、海域によって異なる環境の特性に応じた対策  
18 を進めることや、地域の知恵や技術を活かした地域住民による活動を評価するとともに地  
19 域の多様な主体の参加と連携を促すことが必要です。さらに、生物多様性の確保及び水産  
20 資源の保存と持続可能な利用のための一つ的手段である海洋保護区については、科学的知  
21 見に基づき、その設定を適切に推進するとともに管理を充実することが総合海洋政策本部  
22 においても了承されています。

23 また、これらの適切な推進のため、引き続き情報の基盤を整備し、海洋生物多様性への  
24 影響要因の解明とその軽減を図っていくことが重要であるほか、今ある砂浜、干潟、藻場  
25 などの保全と、すでに失われた砂浜、干潟、藻場などの再生・修復などの措置、また、背  
26 後に多くの人口・資産が集中する海岸における津波等の災害防止措置に際し、安全確保と  
27 生物多様性の保全を同時に図っていくことがますます重要となっています。

## 29 1 沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全

### 31 1.1 科学的知見に基づく海洋の生物多様性の保全

#### 32 (具体的施策)

33 藻場、干潟、サンゴ礁など浅海域生態系の生物相に関するモニタリング調査を継続的  
34 に実施し自然環境データの充実に努めるとともに、海洋生物の希少性の評価方法等を  
35 検討し、海洋の希少な生物の情報整備を図ります。(環境省、農林水産省)

36 海流、気候、地理的条件などをもとに海域区分を行い、区分ごとの典型的な特徴をも  
37 つ干潟、藻場、サンゴ礁をはじめ、野生生物の生息や繁殖にとって重要な海域などに  
38 着目して、生物多様性の観点から重要な海域を抽出します。また、それらの重要な海  
39 域の保全状況をもとに、保護の強化が必要な海域がどの程度存在するか明らかにしま  
40 す。(環境省)

1 [現状] 平成 23～25 年度にかけて重要海域抽出作業に着手（平成 25 年度まで）

2 【目標】 平成 25 年度までに重要海域抽出

3 海洋生物多様性保全戦略に基づき、生物多様性の保全上重要な海域の危機要因を分析  
4 し、必要な対策を検討します。（環境省）

5 [現状] 平成 23～25 年度にかけて重要海域抽出作業に着手（平成 25 年度まで）

6 【目標】 平成 27 年度までに重要海域の危機要因分析と対策の検討

7 沿岸域を含む海洋全般における生物多様性の保全を総合的に推進するため、海洋にお  
8 ける重要生態系や海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係各省の連携のもと  
9 に進めます。（環境省、国土交通省、関係府省）

10 [現状] 海洋政策支援情報ツールの公開

## 12 1.2 海洋生物多様性の保全のための保護区

### 13 (具体的施策)

14 海洋基本計画に基づき、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省の連携  
15 の下に明確化されたわが国における海洋保護区の設定のあり方に沿い、海洋生物多様  
16 性の保全および生態系サービスの持続可能な利用を目的とした海洋保護区の設定の推  
17 進と管理の充実に努めます。その際、ネットワーク化の重要性について考慮するとと  
18 もに、順応的管理の考え方のもとに各種の法規制と漁業者の自主規制を基本として、  
19 漁業資源の維持を図りながら海域の生物多様性の保全を目指す知床世界自然遺産地域  
20 多利用型統合的・海域管理計画の事例なども参考にし、漁業者をはじめとした様々な利  
21 害関係者の合意形成を図ります。（環境省、関係府省）

22 [現状] 領海及び排他的経済水域の約 8.3%

23 【目標】 わが国の管轄権内水域の 10%の保護区化（平成 32 年まで）

24 国立・国定公園の総点検事業の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、広域的  
25 な生物多様性保全の核となる藻場・干潟・サンゴ礁の分布や海流、陸域とのつながり  
26 を考慮した上で、海域における国立・国定公園の指定・再配置や海域公園地区の指定  
27 を進めます。さらに、海域公園地区については、必要に応じて規制の対象となる種を  
28 定め、保全を推進します。（環境省）

29 [現状] 国立公園海域公園地区数：110 箇所 国定公園海域公園地区数：68 箇所（平成  
30 23 年度末）

31 国立公園内で白化現象やオニヒトデの発生などによりサンゴ礁生態系が劣化している  
32 海域においては、オニヒトデの駆除やサンゴ群集の修復などを行うほか、ウミガメの  
33 産卵地となっている砂浜においては海岸清掃、産卵のモニタリング・監視活動など、  
34 国立公園において、積極的に海洋生態系の保全・再生に取り組みます。（環境省）

35 [現状] マリンワーカー事業：海域を有する 14 国立公園で実施（平成 24 年度）

36 国立公園内の沿岸域などにおいて自然観察会などを積極的に開催するとともに、国立  
37 公園における海域の適正な保全と利用のあり方について検討し、パンフレット、ホー  
38 ムページなどを通じて、必要な情報を提供し、海域利用の普及啓発を推進します。（環  
39 境省）

40 海域の国立公園内の自然景観や生物多様性の保全に悪影響を及ぼす土砂や汚染物質な

1 どの発生源対策を行うために、関係機関との調整・連携を図りながら、必要な対策を  
2 検討します。（環境省、関係府省）

3 国指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、全国的又は国際的な  
4 見地から鳥獣の保護上重要な地域について、今後とも指定の推進を図ります。また、  
5 今後作成する絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略に定める保護区指定の考え方等  
6 も踏まえ、保護区の再編を図ります。（環境省）

7 既存の制度等を効果的に活用し、海洋における生物多様性の保全と生態系サービスの  
8 持続可能な利用のため、その管理の充実も含め海洋保護区の設定を適切に推進すると  
9 ともに、漁業者の自主的な共同管理によって、生物多様性を保存しながら、これを持  
10 続的に利用していくような海域も、効果的な保護区となりうるという基本認識の下、  
11 こうした日本型海洋保護区の浸透を図っていきます。（農林水産省）

### 12 13 1.3 藻場・干潟などの保全・再生

#### 14 (具体的施策)

15 自然環境保全基礎調査、モニタリングサイト 1000 などを活用して、藻場・干潟に関  
16 する情報整備を進め、保全施策に活用していきます。（環境省）

17 同節 1.2「海洋生物多様性の保全のための保護区」に示した施策を通じ、藻場・干潟の  
18 保全を図ります。（環境省）

19 海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を  
20 中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保  
21 した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進します。  
22 （農林水産省）

23 [現状] 藻場・干潟の保全・創造：4,800ha 整備（平成 19～22 年度実績）

24 【目標】藻場・干潟の保全・創造：5,500ha（平成 24～28 年度）

25 港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの再生、深掘跡の埋  
26 め戻しを推進します。（国土交通省）

27 [現状] 干潟の再生の割合：約 37.8%（平成 23 年度末）

28 【目標】干潟の再生の割合：約 40%（平成 28 年度末）

29 生活排水などによる水産動植物の生育環境の悪化に対しては、集落排水施設などの整  
30 備を通じた陸上からの水質負荷低減に取り組みます。（農林水産省）

31 [現状] 農業集落排水処理人口整備率 68%（平成 21 年度）

32 【目標】農業集落排水処理人口整備率 76%（平成 28 年度）

33 漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及などの対策を推進することにより、漂流・  
34 漂着ごみの増加による漁業活動への悪影響の軽減を図ります。（農林水産省）

35 赤潮・貧酸素水塊の発生監視体制を強化し、漁業被害を防止するための取組を推進し  
36 ます。（農林水産省）

37 漁場の効用回復に資する堆積物除去等を推進します。（農林水産省）

38 [現状] 漁場の堆積物除去：31.3 万 ha 整備（平成 19～22 年度実績）

39 【目標】漁場の堆積物除去：23 万 ha（平成 24～28 年度）

40

## 1.4 サンゴ礁の保全・再生

### (具体的施策)

サンゴ礁生態系の保全・再生及び持続可能な利用を促進し、地域社会の持続可能な発展を図るために策定したサンゴ礁生態系保全行動計画の実施を推進します。(環境省)

[現状] 毎年の点検

【目標】平成 27 年度まで実施後、計画見直し

「サンゴ礁生態系保全行動計画フォローアップ会議」を開催し、サンゴ礁生態系とそれに関連する社会経済的な変動も把握するための適切な評価指標を検討しつつサンゴ礁生態系保全行動計画の実施の点検を行うとともに、関係省庁や自治体等と情報共有を図ります。(環境省)

[現状] 毎年の点検

【目標】平成 27 年度まで実施後、計画見直し

モニタリングサイト 1000 などを活用して、サンゴ礁に関する情報整備を進めます。(環境省)

同節 1.2「海洋生物多様性の保全のための保護区」に示した施策を通じ、サンゴ礁の保全を図ります。(環境省)

沖縄県の石西礁湖、高知県の竜串、徳島県の竹ヶ島においてサンゴ群集の自然再生を実施しており、これらを含め引き続き自然公園内におけるサンゴ群集の自然再生事業を推進します。(環境省)

沖縄県及び奄美群島において、農地などからの赤土などの流出を防止するため、ほ場勾配修正や沈砂池などの整備を推進します。(農林水産省)

国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)のサンゴ礁と気候変動に関する決議を踏まえ、気候変動に対する適応策を検討するため、サンゴ礁の回復力を改善させるための研究や活動実施の支援などを行うほか、海洋酸性化に係る研究に取り組みます。(環境省)  
サンゴの生育条件として厳しく、サンゴの減少が危惧される沖ノ鳥島を対象に、現地状況の把握や種苗生産技術の検討を行い、サンゴ増養殖手法ガイドラインを作成することによって、広くその他の海域にも適用できるサンゴ増養殖技術の開発を行います。(農林水産省)

## 1.5 島嶼生態系の保全

### (具体的施策)

種の保存法に基づき保護増殖事業計画を策定している種については、それぞれの種の特性・生息状況や減少要因をふまえ、圧迫要因の除去又は軽減や、生物多様性の保全に配慮した農林業などを通じた生息環境の改善などを行い、さまざまな保全対策の効果を検証しながら、引き続き事業の充実・強化を図ります。(環境省、農林水産省)

北海道の利尻島や天売島、石川県の七ツ島などの、特に海鳥の繁殖地として重要な離島において、引き続きこれらの生息環境の保全を図ります。(環境省)

小笠原において海洋島に残された固有種・希少種及び独特の生態系の保全並びに外来種に攪乱された生態系の健全化を実施しており、これを含め引き続き国立公園内における海洋島独特の島嶼生態系の自然再生事業を推進します。(環境省)

1 奄美大島において希少種への脅威となっているマングースについて、低密度状態にお  
2 けるより効果的な捕獲方法を確立して、根絶に向けた捕獲を進めるとともに、根絶の  
3 目標年度を科学的に検討します。さらに、費用対効果を踏まえたより効率的な防除手  
4 法を検討し、早期の根絶を目指します。また、希少種の生息地や国立公園、保護林な  
5 どの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めます。（環境省、農林水産省）

6 [現状] 奄美大島のマングース捕獲数：261頭（平成23年度）

7 【目標】 奄美大島のマングース捕獲数：0頭（期限：平成24年度中に科学的知見に基づ  
8 き目標年度を設定予定）

9 利尻、礼文島において、オオハンゴンソウなどの外来植物の除去などを引き続き実施  
10 します。（環境省）

11 [現状] 2島において、オオハンゴンソウなどの外来植物の除去などを実施

12 【目標】 2島において、オオハンゴンソウなどの外来植物の除去などを実施

13 小笠原諸島、南西諸島などの島嶼<sup>とうしょ</sup>など特有の生態系を有する地域への外来種による影  
14 響の防止対策について検討・実施します。この際、国有林に隣接・介在する民有林に  
15 おける対策も公益的機能維持増進協定制度を活用するなどして一体的に推進します。

16 （環境省、農林水産省）

17 [現状] 奄美大島のマングース捕獲数：261頭（平成23年度）

18 【目標】 奄美大島のマングース捕獲数：0頭（期限：平成24年度中に科学的知見に基づ  
19 き目標年度を設定予定）

20 奄美・琉球諸島（トカラ列島以南の南西諸島が検討対象）については、絶滅危惧種の  
21 生息・生育地など、重要地域の保護担保措置の拡充が課題であることから、世界自然  
22 遺産としての価値の分析評価を行うとともに保護区の設定拡充などに地域と連携を図  
23 りながら取り組みます。（環境省、文部科学省、農林水産省）

## 24 1.6 海洋生物の保護・管理

### 25 (具体的施策)

26 引き続き、モニタリングサイト1000など各種調査の実施により、ウミガメ類、海鳥、  
27 海棲哺乳類などの生息状況をはじめ、幅広く海洋の生態系に関する情報収集を進める  
28 とともに、これらの科学的データに基づく適切な海洋生物の保全のための取組を進め  
29 ます。（環境省、農林水産省）

30 希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実に図り、生態系全体としての保全と持  
31 続的利用のあり方を検討します。（農林水産省）

32 サメ・海鳥・ウミガメの混獲生物については、混獲の影響評価を進めるとともに、適  
33 切な混獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど、混獲の削減を  
34 図ります。（農林水産省）

35 希少種でもあるトドによる漁業被害の防止にあたっては、生物多様性を配慮しつつ、  
36 その来遊頭数などの科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。（農林水産省）  
37 鯨類などの大型生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、科学的知見を踏まえ  
38 て、その影響緩和の取組を推進します。（農林水産省）

- 1 2 里海・海洋における漁業
- 2
- 3 2.1 漁場環境として重要な藻場・干潟などの保全の推進
- 4 (具体的施策)
- 5 海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を
- 6 中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保
- 7 した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進します。
- 8 (農林水産省)
- 9 [現状] 藻場・干潟の保全・創造：4,800ha 整備 (平成 19～22 年度実績)
- 10 【目標】藻場・干潟の保全・創造：5,500ha (平成 24～28 年度)
- 11 生活排水などによる水産動植物の生育環境の悪化に対しては、集落排水施設などの整
- 12 備を通じた陸上からの水質負荷低減に取り組みます。(農林水産省)
- 13 (現状) 農業集落排水処理人口整備率：68% (平成 21 年度)
- 14 【目標】農業集落排水処理人口整備率：76% (平成 28 年度)
- 15 漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及などの対策を推進することにより、漂流・
- 16 漂着ごみの増加による漁業活動への悪影響の軽減を図ります。(農林水産省)
- 17 赤潮・貧酸素水塊の発生監視体制を強化し、漁業被害を防止するための取組を推進し
- 18 ます。(農林水産省)
- 19 漁場の効用回復に資する堆積物除去等を推進します。(農林水産省)
- 20 (現状) 漁場の堆積物除去：31.3 万 ha 整備 (平成 19～22 年度実績)
- 21 【目標】漁場の堆積物除去：23 万 ha (平成 24～28 年度)
- 22
- 23 2.2 生物多様性に配慮した漁港漁場の整備の推進
- 24 (具体的施策)
- 25 漁港漁場の整備にあたっては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然
- 26 環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討するとともに、可能な
- 27 限りモニタリングによる影響の把握に努め、生物多様性を含めた自然環境に配慮した
- 28 漁港漁場の整備を推進し、水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出し
- 29 ます。(農林水産省)
- 30 [現状] 魚礁や増養殖場の整備：4.1 万 ha 整備 (平成 19～22 年度実績)
- 31 漁場の堆積物除去：31.3 万 ha 整備 (平成 19～22 年度実績)
- 32 【目標】魚礁や増養殖場の整備：6 万 ha (平成 24～28 年度)
- 33 漁場の堆積物除去：23 万 ha (平成 24～28 年度)
- 34 漁港周辺水域への汚水流入負荷軽減対策として漁業集落排水施設などの整備や漁港内
- 35 における汚泥やヘドロの除去などを行うことにより漁港周辺水域の水質保全対策を強
- 36 化します。(農林水産省)
- 37 [現状] 漁業集落排水処理を行う漁村の人口比率：49% (平成 21 年度末実績)
- 38 【目標】漁業集落排水処理を行う漁村の人口比率：65% (平成 28 年度まで)
- 39
- 40 2.3 地域資源活用による漁村環境の保全・利用の推進

1 **(具体的施策)**

2 豊かな生物多様性をはじめとする魅力的な地域資源を活用した漁村づくりを推進する  
3 とともに、国民が親しみやすい良好な漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の  
4 継承を推進します。(農林水産省)

5 体験学習や自然とのふれあいなど都市と漁村の交流・定住の推進による国民の水産  
6 業・漁村への理解と関心を深め、漁村の活性化を図るために必要な施設等の整備を実  
7 施します。(農林水産省)

8  
9 **2.4 生物多様性に配慮した水産資源の保存・管理の推進**

10 **(具体的施策)**

11 水産資源について調査船等による種々の調査を行い、資源の動向把握、評価を推進す  
12 るとともに、結果を公表します。(農林水産省)

13 資源状況の悪化が懸念されているマグロ類を含む高度回遊性魚類の持続可能な利用・  
14 管理については、わが国の漁業生産及び消費における立場を十分に踏まえ、地域漁業  
15 管理機関を通じて、科学的根拠に基づく保存管理措置の設定や、違法・無報告・無規  
16 制(IUU)漁業の排除に取り組みます。(農林水産省)

17 鯨類資源についても、科学的研究に基づく保存と持続可能な利用を国際的に確立させ  
18 るよう努めます。(農林水産省)

19 資源保護のための操業期間禁止や保護水面の設定のような生態系に配慮した漁業管理  
20 やトリポール、ネムリ針などの混獲回避に向けた取組を進めるとともに、これらの漁  
21 業活動により海洋生物の多様性の保全と持続可能な利用が可能なことなどを科学的に  
22 示し、適切な国際世論の形成を図ります。(農林水産省)

23 **【目標】** 多国間漁業協定：47 協定以上(毎年度維持・増大)

24 わが国漁船による操業の確保や資源の持続可能な利用と適切な管理などを目的とした  
25 二国間・多国間による漁業協定を毎年度 47 協定以上に維持・増大することにより、漁  
26 業資源の持続可能な利用、混獲削減などに積極的に貢献します。(農林水産省)

27 **【目標】** 多国間漁業協定：47 協定以上(毎年度維持・増大)

28  
29 **2.5 資源管理指針・資源管理計画体制の下での資源管理の一層の推進**

30 **(具体的施策)**

31 漁業許可制度、漁獲可能量(TAC)制度等による資源管理とあわせ、平成 23 年度か  
32 らは、新たに導入された資源管理・漁業所得補償対策の下、資源状況等に即して休漁、  
33 漁具・漁法の規制等の漁獲努力量の抑制、種苗放流、漁場改善などの適切かつ計画的  
34 な自主的資源管理をより一層推進する必要があります。このため、漁業者・試験研究  
35 機関・行政が一体となって取り組む資源管理指針・資源管理計画を実施する体制の整  
36 備等を進めるとともに、基本的にすべての漁業者が資源管理計画に基づく資源管理に  
37 参加するよう促します。(農林水産省)

38 生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコ  
39 ラベルについて、水産白書や消費者向けのパンフレット等を通じ、その普及に努めま  
40 す。(農林水産省)



## 2.6 生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産

### (具体的施策)

放流計画の策定、種苗の生産、放流などにあたっては、遺伝的多様性への影響、系群への影響などに配慮するなど、環境・生態系と調和した増殖を推進します。(農林水産省)

養殖業については、漁場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図るための漁場改善計画の策定を促進します。(農林水産省)

魚類養殖において、残餌による環境負荷の低減のため、低環境負荷飼料の開発を推進します。(農林水産省)

さけ・ます増殖事業についても、北太平洋の生態系との調和を図り、生物としてもつ種の特性と多様性を維持することに配慮して実施するとともに、天然魚との共存可能な人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ・ます増殖事業を推進します。(農林水産省)

平成 34 年までに海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合を平成 22 年の 7 割台から 9 割に推進します。(農林水産省)

[現状] 海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合：7 割台(平成 22 年)

【目標】海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面生産割合：9 割(平成 34 年まで)

## 2.7 希少生物の保護・管理を踏まえた生物多様性の保全の推進

### (具体的施策)

希少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実を図り、生態系全体としての保全と持続的利用のあり方を検討します。(農林水産省)

サメ、海鳥、ウミガメの混獲生物については、混獲の影響評価を進めるとともに、適切な混獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど、混獲の削減を図ります。(農林水産省)

## 2.8 野生生物による漁業被害防止対策の推進

### (具体的施策)

環境の変化などによる漁業への悪影響を回避し、生物多様性の保全を念頭に食害防止に向けた効果的な外来魚の駆除やカワウの保護管理などの適切な対策を講じます。(農林水産省)

希少種でもあるトドによる漁業被害の防止にあたっては、生物多様性の保全に配慮しつつ、その来遊頭数などの科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。(農林水産省)

鯨類などの大型生物による有用水産資源の捕食の実態を把握し、科学的知見を踏まえて、その影響緩和の取組を推進します。(農林水産省)

## 2.9 生物多様性に配慮した内水面漁業の推進

1 (具体的施策)

2 漁場の耕うんや水田・用水路の活用などによりコイ、フナ、ウナギ、ヨシなどの水産  
3 動植物の生息・生育環境を改善します。(農林水産省)

4 生物多様性の保全の観点を含めた広域的な視点に立って、食害防止に向けた効果的な  
5 外来魚の駆除やカワウの保護管理、アユ冷水病、コイヘルペスウイルス病などに対す  
6 る疾病対策を推進します。(農林水産省)

7 産卵場、種苗生産施設の整備や種苗放流の実施により、漁業者を中心とした地域の人々  
8 によって、生物多様性に配慮した資源増殖の取組を推進するなど、内水面の生物多様  
9 性を保全する取組を推進します。(農林水産省)

10  
11 3 海岸環境

12 (具体的施策)

13 海岸法の目的である防護・環境・利用の調和を目指し、地域を中心とした関係者の合  
14 意形成などを通じて、地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を図る「自然  
15 共生型海岸づくり」を河川管理と連携しつつ推進します。(国土交通省)

16 養浜、潜堤や人工リーフの整備などにより海岸の侵食対策を行うとともに、砂浜を保  
17 全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を進めます。(農林水産  
18 省、国土交通省)

19 「渚の創生」事業などにおいて、河口、河道、ダムにたい積している土砂、砂防設備  
20 に異常にたい積している土砂、漁港、港湾のたい積土砂や海岸にたい積している土砂  
21 などを、侵食が進んでいる海岸へ流用(サンドバイパス)を行うなど、構造物による  
22 環境への影響を極力回避した、循環型手法により、美しい砂浜を復元するとともに、  
23 効率的、効果的な海岸侵食対策を実施し、併せて自然環境、景観の保全を図ります。

24 (農林水産省、国土交通省)

25 ウミガメやカブトガニといった海生生物やコアジサシ、チドリ類などの野鳥などと  
26 して重要な生息場所などとなっている海岸や自然景観との調和を図る必要が高い海岸  
27 において施設の配置や構造の工夫を行うとともに、砂浜の保全などを行い、自然環境  
28 と調和した海岸を形成するエコ・コースト事業を推進します。(農林水産省、国土交  
29 通省)

30 ウミガメの産卵地などの海浜や自然度の高い海岸植物群落については、国立・国定公  
31 園の指定などによる保護区の拡充を検討するとともに、自然公園法に基づく特別地域  
32 内において、必要に応じて、許可を受けなければ車馬などの乗入れをしてはならない  
33 区域を指定することなどにより、その保全を図ります。(環境省)

34 [現状] 国立公園乗入れ規制区域：19公園 35地区(平成23年度末)

35 国定公園乗入れ規制区域：10公園 17地区(平成23年度末)

36 海岸保全施設の整備にあたっては、堤防や消波工のみで海岸線を防護する「線的防護  
37 方式」から、沖合施設や砂浜なども組み合わせることにより、防護のみならず砂浜の  
38 再生、海岸へのアクセス向上などの点で環境や利用の面からも優れた「面的防護方式」  
39 への転換をより一層推進します。(農林水産省、国土交通省)

40 すべての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸とするため、海

1 辺へのアクセスの向上を図るとともに、海岸及びその周辺で行われるさまざまな施策  
2 との一層の連携を推進します。（農林水産省、国土交通省）

3 平成 21 年 7 月に成立した海岸漂着物処理推進法に基づき海岸漂着物対策を総合的か  
4 つ効果的に推進し、海岸漂着物対策推進会議等を通じて、関係省庁と連携を図りなが  
5 ら、海岸漂着物対策の一層の推進に努めます。（環境省）

6 海岸におけるごみ対策や清掃などについては、地域住民やボランティア、NGO などの  
7 協力を得ながら進めるとともに、無秩序な利用やごみの投棄などにより海岸環境の悪  
8 化が進まないよう、モラルの向上を図るための啓発活動の充実に努めます。さらに、  
9 こうした地域住民との連携を図り、海岸愛護活動の実施や環境教育の充実に努めます。  
10 具体的には、エコ・コースト事業においては、今後、計画段階からの住民や NGO な  
11 どの参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体となった環境保全の取組  
12 を進めます。（農林水産省、国土交通省）

13 大規模な漂着ごみは、海岸堤防・砂浜などの消波機能の低下、水門の防潮機能への障  
14 害など、海岸保全施設の機能阻害の原因となることから、災害関連緊急大規模漂着流  
15 木等処理対策事業により処理を進めます。（農林水産省、国土交通省）

16 漂着ごみについては全国的な分布状況や経年変化等を把握するためのモニタリングを  
17 継続的に実施するとともに、都道府県域を越えた広域連携による発生抑制対策等、地  
18 域の実情に応じた効果的な対策の支援に努めます。漂流ごみ・海底ごみについても引  
19 き続き実態把握に努め、関係省庁と連携を図りながら必要な対策の検討を進めます。  
20 また、東日本大震災による洋上漂流物をはじめ、わが国から流出したごみについても  
21 実態把握を行い、関係国との協力体制の構築に努めます。（環境省）

22 都道府県などが地域計画に基づき実施する海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策な  
23 どの取組に対する支援を行います。（環境省）

24 国立公園内の海岸については、地域住民の協力のもと、海域の国立・国定公園保全管  
25 理強化事業（マリンワーカー事業）による清掃作業、漂着ごみの除去作業などを実施  
26 します。（環境省）

27 [現状] マリンワーカー事業：海域を有する 14 国立公園で実施（平成 24 年度）

28 安全かつ自然と共生する質の高い海岸の実現のため、海岸に関する基礎的な情報の収  
29 集・整理を行うとともに、広域的な海岸の侵食に関する調査研究、生態系などの自然  
30 環境に配慮した海岸保全施設の整備に関する調査研究などについて、関係する研究機  
31 関も含め推進します。また、保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有す  
32 るよう努めます。例えば、海岸省庁においては、海岸保全施設が生態系や環境などの  
33 自然環境へ与える影響や効果を把握するとともに、自然共生型海岸づくりを踏まえた  
34 生態系に配慮した海岸整備について調査検討などを行います。（農林水産省、国土交  
35 通省）

36 地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されており、海岸  
37 にとっても海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息  
38 域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監  
39 視を行うとともに、それらの変化に対応するため所要の検討を進めます。（農林水産  
40 省、国土交通省）

1 これらの各種施策を通じて、海岸における生物多様性の確保に向けた取組を、今後と  
2 も引き続き行います。（農林水産省、国土交通省、環境省）

#### 4 港湾環境

##### （具体的施策）

6 海底にたい積した有機汚泥の浚渫を推進します。（国土交通省）

7 港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの造成、深掘跡の埋  
8 め戻しを推進します。（国土交通省）

9 [現状] 干潟の再生の割合：約 37.8%（平成 23 年度末）

10 【目標】干潟の再生の割合：約 40%（平成 28 年度末）

11 リサイクル材の干潟造成への活用に向けて、現地実証試験を実施します。（国土交通  
12 省）

13 [現状] 干潟の再生の割合：約 37.8%（平成 23 年度末）

14 【目標】干潟の再生の割合：約 40%（平成 28 年度末）

15 広域的な浚渫土砂などの品質調整・需給調整手法の検討を行います。（国土交通省）

16 多様な生物の生息・生育空間であり、地域住民が自然に親しめる港湾緑地の整備を推  
17 進します。（国土交通省）

18 老朽化対策と併せて、生物共生機能を付加させた港湾構造物の導入を推進します。（国  
19 土交通省）

#### 5 海域汚染対策

##### 5.1 海上における活動に起因する汚染対策

##### （具体的施策）

25 バラスト水管理条約の発効に向けた国際海事機関（IMO）の議論に、引き続き積極的  
26 に参加します。（国土交通省、外務省、環境省）

27 [現状] 批准国数 35 カ国、合計商船船腹量 27.95%（平成 24 年 5 月 28 日）  
28 （日本は未批准）

29 条約の締結に向け、バラスト水に起因する環境影響の情報などの収集、バラスト水処  
30 理技術などに関する基礎情報の収集・分析などを行い、早期に条約を受け入れるため  
31 の態勢の検討を進めます。（環境省、国土交通省）

32 油及び有害液体物質流出事故に対応した脆弱沿岸海域図について、沿岸における土地  
33 利用の変化を踏まえた、生物対象群（魚類・底生生物）や生態区分（干潟、藻場など）  
34 の情報の更新を行います。（環境省）

35 [現状] 環境省 HP で公開中 [http://www.env.go.jp/water/esi/esi\\_title.html](http://www.env.go.jp/water/esi/esi_title.html)

##### 5.2 海域における水質浄化対策

##### （具体的施策）

39 汚染の著しい海域などにおいて、その原因となっているヘドロなどの除去、覆砂及び  
40 放置座礁船の処理などの水質浄化対策を推進します。（国土交通省）

1 [現状] 三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合：約 46.2% (平成 23  
2 年度末)

3 【目標】 三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合：約 50% (平成 28  
4 年度末)

### 5 . 3 閉鎖性海域の水環境保全 (具体的施策)

8 里海ネットや里海づくりの手引き書を活用して、里海づくりの考え方や具体的活動の  
9 普及促進を図ります。また、東日本大震災で大きな被害を受けた海域を、豊かな里海  
10 として復興するための調査や行動計画の策定に取り組みます。また、シンポジウムな  
11 どを通じて国内のみならずアジアに向け「里海」の概念を情報発信します。(環境省)

12 [現状] 東北地方の 5 つの閉鎖性海域において環境(水質、底質、藻場等)調査を実施

13 【目標】 地域における里海復興プランの策定(～平成 25 年)

14 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海については、平成 26 年度を目標年度とした第 7 次水質総  
15 量削減を着実に実施します。また、環境基準がほぼ達成された海域がある一方で、今  
16 後も水環境改善を進める必要がある海域があることを踏まえ、場所や季節を考慮した  
17 きめ細やかな対応について検討していくとともに、下層溶存酸素(DO)等の改善に向  
18 けて取り組みます。(環境省)

19 [現状] 化学的酸素要求量(COD)：東京湾 183t/日、伊勢湾 158t/日、瀬戸内海 468t/  
20 日(平成 21 年度実績)

21 【目標】 第 7 次水質総量削減における削減目標量(平成 26 年度)

22 COD：(東京湾 177t/日、伊勢湾 146t/日、瀬戸内海 472t/日)

23 閉鎖性海域の水質改善のため、流入する汚濁負荷量の削減や、干潟の保全・再生など  
24 の施策を推進します。(国土交通省)

25 [現状] 干潟の再生の割合：約 37.8% (平成 23 年度末)

26 【目標】 干潟の再生の割合：約 40% (平成 28 年度末)

27 都市再生プロジェクト第三次決定「海の再生」の実現に向けて、「東京湾再生のため  
28 の行動計画」、「大阪湾再生行動計画」及び「伊勢湾再生行動計画」に基づき、各種  
29 施策を推進します。また、「広島湾再生行動計画」に基づき各種施策を推進するとと  
30 もに、水質環境改善が必要な閉鎖性海域について、全国海の再生プロジェクトを展開  
31 します。行動計画の進捗状況についてフォローアップを行い、その着実な実施に努め、  
32 必要に応じて行動計画の見直しを行います。(国土交通省、内閣官房、農林水産省、  
33 経済産業省、環境省)

34 有明海及び八代海等の海域環境、生態系の保全・回復に関して、平成 18 年 12 月に有  
35 明海・八代海総合調査評価委員会が策定された委員会報告を踏まえ、解明すべき課題  
36 として提言された項目等について順次調査研究を進めます。具体的には、海域での土  
37 砂、懸濁物等の挙動の把握、生態系の総合的な評価モデルの構築、二枚貝の浄化能力  
38 などの生態系の機能を活用した環境改善手法の検討に取り組みます。(環境省)

39 [現状] 赤潮発生が大規模化する等環境悪化が継続していると思われる(有明海及び八  
40 代海等の現状評価は評価委員会決定される)

- 1 【目標】有明海及び八代海等の再生（具体的再生の目標及び達成期限等は評価委員会に
- 2 おいて審議決定される）
- 3

# 漂流・漂着・海底ごみ対策について

平成24年7月  
環境省水・大気環境局  
海洋環境室

# 目次

- 1 . 日本における海洋ごみ問題の現状
- 2 . 国内対策の経緯
- 3 . 政府の推進体制と環境省の取り組み
- 4 . 国の基本方針と都道府県の地域計画
- 5 . 海ごみ問題についての国際的連携



# 1. 日本における海洋ごみ問題の現状

長崎県(対馬市)



山形県(遊佐町)



## 【海岸漂着物による被害】

近年、国内外から大量の漂着物が我が国の海岸に漂着

→ 海岸の環境の悪化、美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等

# 全国の漂着ごみ分布の傾向

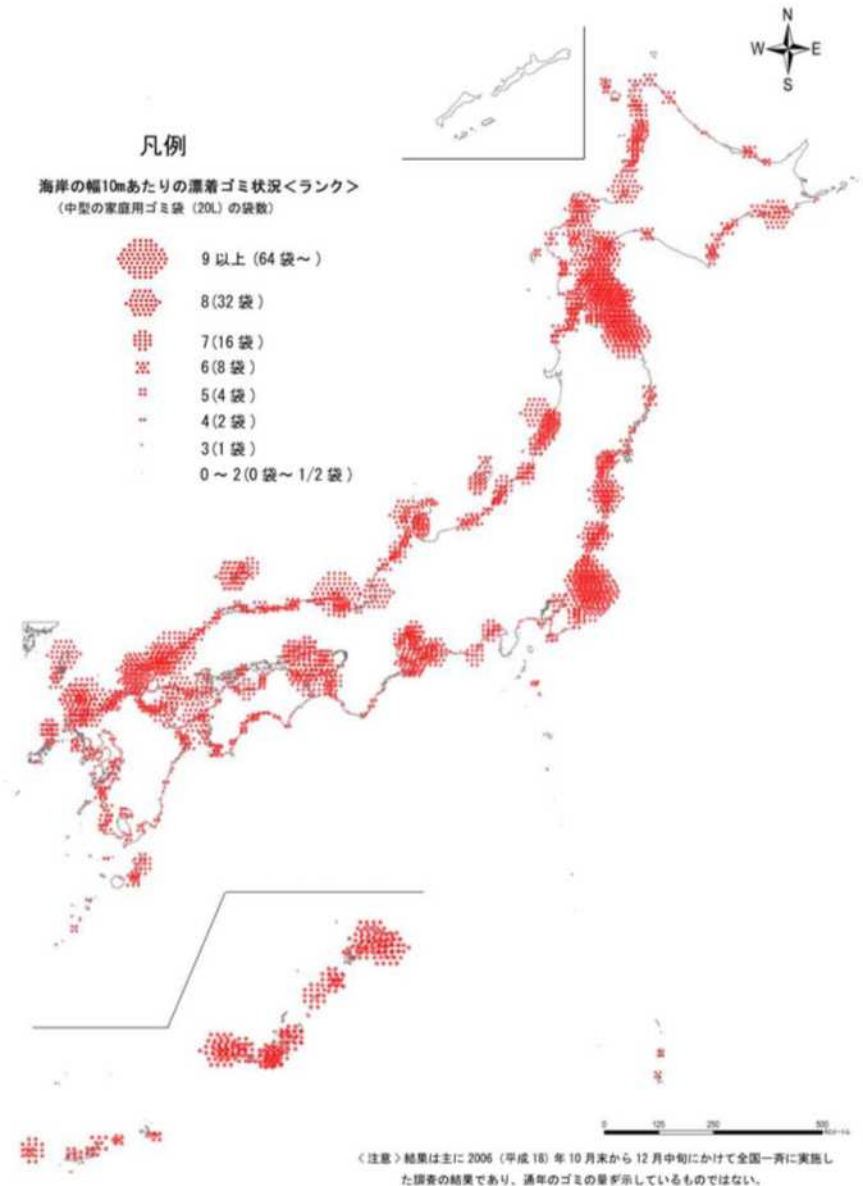
## (調査概要)

平成18年度「海岸における一体的漂着ゴミ対策検討調査」(農林水産省、国土交通省)

調査は平成18年11月中旬から12月中旬にかけて全国一斉に実施

全国の海岸線を有する市町村(664自治体)のうち、606自治体において調査を実施

各自治体の代表的な海岸において平均的なごみの散乱状況を示す区間を選定し、流木・海草を除く散乱ごみの量を目視により推計



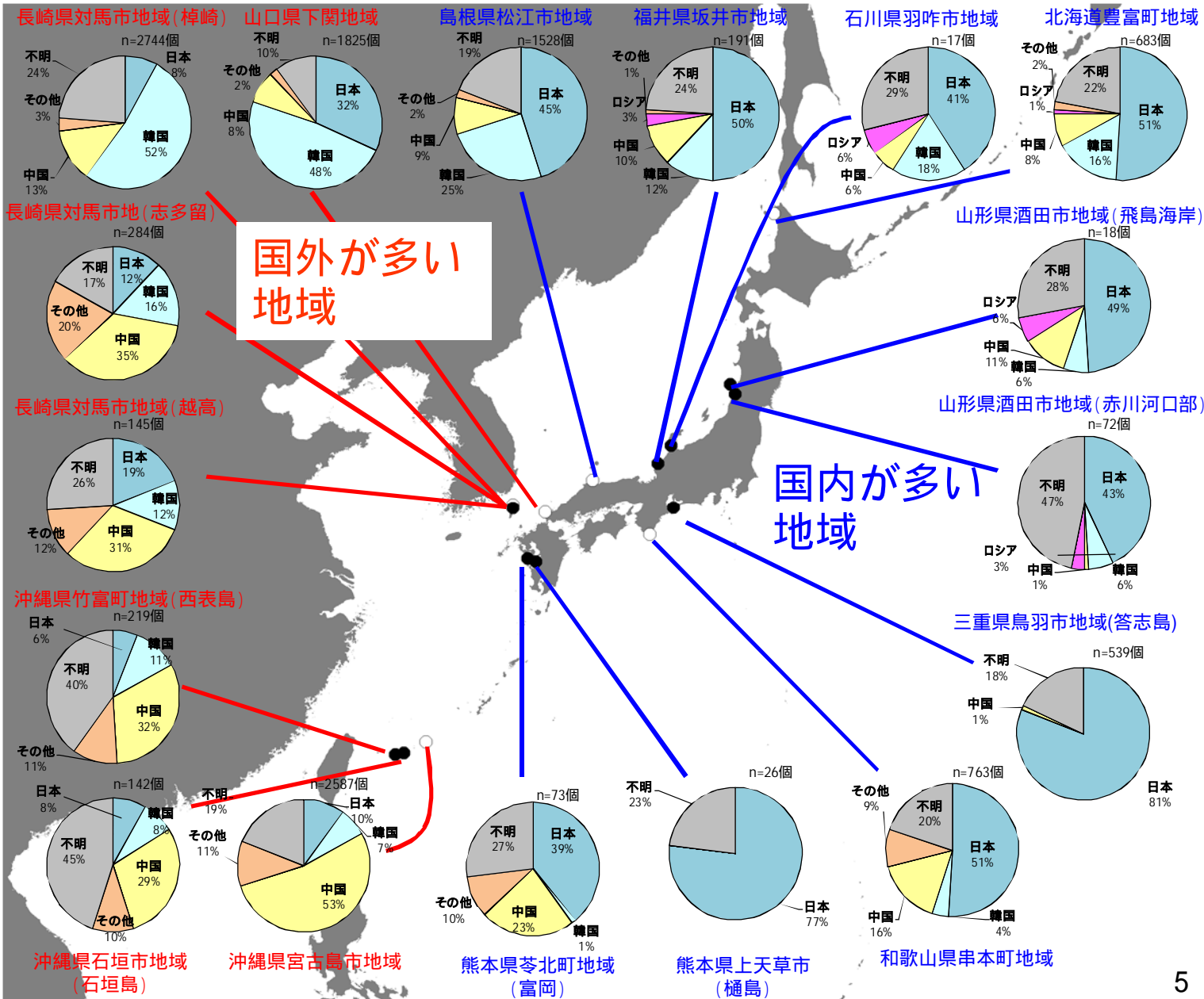
# ペットボトルの国別割合 (環境省モデル調査の例: 第1期、第2期)

- ▶ 山口県、長崎県、沖縄県等西南日本では、外国由来のものが多くを占める。
- ▶ 上記以外の地域では、日本のものが最も多く、概ね半数以上を占める。

凡例

第1期モデル調査  
第2期モデル調査

日本	韓国
中国	ロシア
その他	不明



# 漂着ごみの種類別ランキング

- **生活系**のごみでは、ふた・キャップ、飲料用プラボトル、食品の包装・容器が多い。日々の暮らしに伴って発生する生活系のごみが山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着すると考えられる。
- **漁業系**のごみでは、ロープ・ひも、漁網、フロート・ブイが多く見られる。
- **事業系**と考えられる建築資材(貨物用の木材梱包材を含む)も大きな重量を占める。

## 個数によるランキング

凡例	
	生活系のごみ
	漁業系のごみ
	事業系のごみ
	その他

順位 (個数)	名称	個数 (個/100m <sup>2</sup> )	割合(%)	累積割合(%)
1	発泡スチロール破片	334	36%	36%
2	硬質プラスチック破片	290	31%	67%
3	ロープ・ひも	48	5%	73%
4	ふた・キャップ	47	5%	78%
5	プラスチックシートや袋の破片	25	3%	80%
6	建築資材(くぎ・針金以外)	23	2%	83%
7	生活雑貨	20	2%	85%
8	飲料用プラボトル	16	2%	87%
9	食品の包装・容器	14	1%	88%
10	荷造り用ストラップバンド	12	1%	90%

## 重量によるランキング

凡例	
	生活系のごみ
	漁業系のごみ
	事業系のごみ
	その他

順位 (重量)	名称	重量 (kg/100m <sup>2</sup> )	割合(%)	累積割合(%)
1	灌木	30.69	37%	37%
2	流木	25.71	31%	68%
3	建築資材(くぎ・針金以外)	8.29	10%	78%
4	ロープ・ひも	4.10	5%	82%
5	硬質プラスチック破片	3.63	4%	87%
6	漁網	3.33	4%	91%
7	生活雑貨	1.12	1%	92%
8	ウキ・フロート・ブイ	1.01	1%	93%
9	発泡スチロール破片	0.70	1%	94%
10	くつ・サンダル	0.61	1%	95%

## 2. 国内対策の経緯

海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の妨げや漁業への被害などの深刻化が指摘。

平成18年4月  
「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」設置  
平成19年3月  
「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議  
とりまとめ」策定

「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議  
取りまとめ」の概要

政府としての漂流・漂着ゴミに対する  
基本的な方針、関係者の責務を記載。  
漂流・漂着ゴミに係る予算の取りまとめ。  
地方公共団体の取組状況に関するアン  
ケート調査の実施。

関係省庁による取組が進展。

しかしながら、  
関係者の努力でもなお処理しきれない量と質の漂着物が各地の海岸に流れ着いていること  
海岸漂着物等の処理に関する体制の在り方が明確ではないこと  
他の都道府県や外国に由来するものも多く、被害を受ける海岸を有する地方公共団体による  
対応だけでは必ずしも十分ではないこと  
等の課題も指摘。

海岸漂着物処理推進法の制定(平成21年7月)

基本方針の閣議決定(平成22年3月)

# 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る 海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法)の概要

**目的** 海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図る

## 責務・連携の強化

国の責務      地方公共団体の責務      事業者及び国民の責務  
海岸を有する地域のみならずすべての地域における関係者間の連携の強化

## 海岸漂着物等の円滑な処理

### (1) 海岸管理者等の処理の責任等

海岸管理者は、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない

海岸管理者でない海岸の占有者等は、その土地の清潔の保持に努めなければならない

市町村は、必要に応じ、海岸管理者等に協力しなければならない

都道府県は、海岸管理者等に対し、必要な技術的助言等の援助をすることができる。

市町村は、住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、海岸管理者に対し、必要な措置をとるよう要請することができる。

### (2) 地域外からの海岸漂着物への対応

都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認める場合は、他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。

環境大臣は、の協力の求めに関し、必要なあっせんを行うことができる。

外務大臣は、国外からの海岸漂着物が在することに起因して地域の環境の保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、外交上適切に対応する

都道府県知事は、海岸漂着物が在することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

## 海岸漂着物等の発生の抑制

国及び地方公共団体は、  
発生状況・発生原因に係る定期的な調査  
森林、農地、市街地、河川、海岸等における不法投棄防止に必要な措置  
土地の適正な管理に関する必要な助言及び指導  
に努める

民間団体等との連携の強化

教育の推進等

調査研究等

## 財政上の措置

政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない  
政府は、国外又は他の地方公共団体から大量に海岸漂着物が漂着する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をする  
政府は、民間の団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努める

海岸漂着物対策推進会議の設置

海岸漂着物対策活動推進員・団体の委嘱

## 基本方針・地域計画の策定等

国の基本方針



都道府県の地域計画  
(海岸漂着物対策推進協議会)

## 法制の整備

政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。  
本法については、施行から3年後に必要な見直しを行う。

# 3. 政府の推進体制と環境省の取り組み

## 海岸漂着物対策推進会議

### 目的

関係行政機関が海岸漂着物対策の総合的、効果的、効率的な推進を図るための連絡調整

### 構成

- ・内閣官房総合海洋政策本部事務局長
- ・内閣府政策統括官
- ・総務省地域力創造審議官
- ・外務省地球規模課題審議官
- ・文部科学省生涯学習政策局長
- ・農林水産省農村振興局長
- ・林野庁次長
- ・水産庁次長
- ・経済産業省産業技術環境局長
- ・国土交通省水管理・国土保全局長
- ・国土交通省港湾局長
- ・気象庁地球環境・海洋部長
- ・海上保安庁警備救難部長
- ・環境省水・大気環境局長 【議長】
- ・環境省廃棄物・リサイクル対策部長

## 海岸漂着物対策専門家会議

### 目的

海岸漂着物対策の推進に係る事項について推進会議に進言する。

### 委員

- |       |                     |
|-------|---------------------|
| 兼廣春之  | 大妻女子大学教授【座長】        |
| 小島あずさ | 一般社団法人JEAN理事        |
| 竹村公太郎 | (財)リバーフロント整備センター理事長 |
| 田中 勝  | 鳥取環境大学教授            |
| 長野 章  | 全日本漁港建設協会           |
| 西島浩之  | (社)日本マリーナ・ビーチ協会審議役  |
| 藤枝 繁  | 鹿児島大学准教授            |
| 川崎清人  | (財)環日本海環境協力センター専務理事 |
| 三野 徹  | 鳥取環境大学教授            |
| 渡邊 東  | (財)日本離島センター専務理事     |

五十音順、敬称略

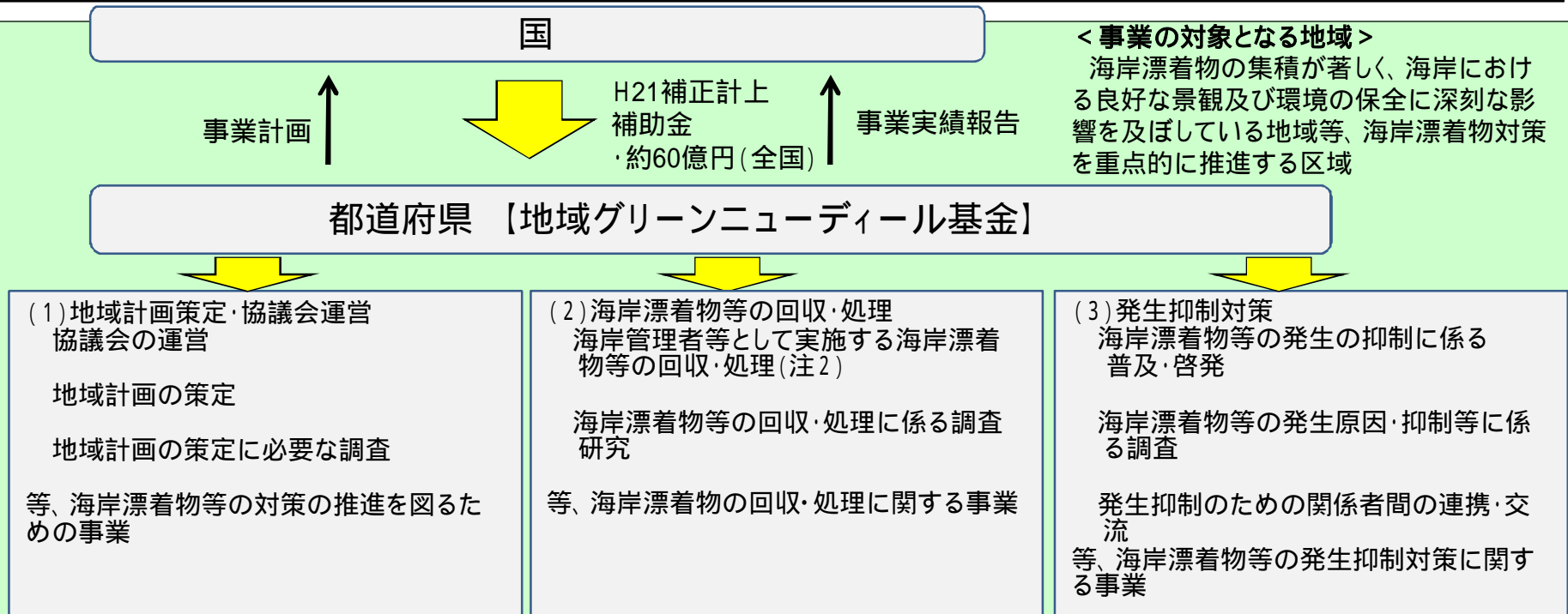


# 地域グリーンニューディール基金 ~ 海岸漂着物地域対策推進事業 ~

海岸漂着物処理推進法の施行を受けて、国及び地方公共団体は、海岸漂着物対策に関し、施策を策定し実施する責務を有する。

海岸漂着物処理推進法に基づき作成された地域計画に基づき実施する海岸漂着物の回収・処理や発生抑制策等の取組に対する支援(10/10以下の定額)を行う。

各都道府県の条例による地域グリーンニューディール基金に配分し、取り崩しにより3年間(H21~H23)の事業を行う。震災等のやむをえない事由がある場合には、平成24年度まで延長することが可能となり、9道県から申請があった。



注1) 補助の対象となる経費は、旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料(施設整備、船舶や重機等の購入費は不可)。

注2) 民間団体等と協力・連携して実施する事業を含む。

1次募集では、海岸漂着物対策について、55億円を配分。

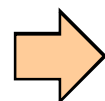
2次募集では、約5億円を配分。その際、NPO等との連携に係る事業を重点的に採択。

# 環境省による主な漂着ごみに関する調査(平成23年度)

## (1)漂着ごみ対策総合検討事業

### 漂着ごみ状況把握事業

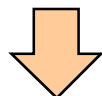
- ・漂着ごみのモニタリング
- ・全国的・経年的な漂着状況、対策状況の把握



効果的な漂着ごみ対策に関する施策の立案

### 漂着ごみ原因究明事業

- ・主要ごみの発生実態調査(国内及び海外)
- ・流出状況の追跡調査
- ・海外の発生源に係る情報収集

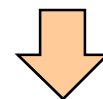


実効的な発生抑制対策の実施

国内由来のごみ

## (2)漂流・海底ごみ対策総合検討事業

- ・漁業関係者等へのヒアリング等による被害状況・取組の実態把握
- ・代表的地域における現状と影響把握



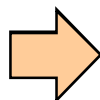
漂流・海底ごみの実態を踏まえた適切な対策の検討

我が国に流入するごみ

我が国から流出するごみ

### 漂着ごみ国外流出対策事業

- ・太平洋地域における影響調査
- ・国際的な協力体制の検討

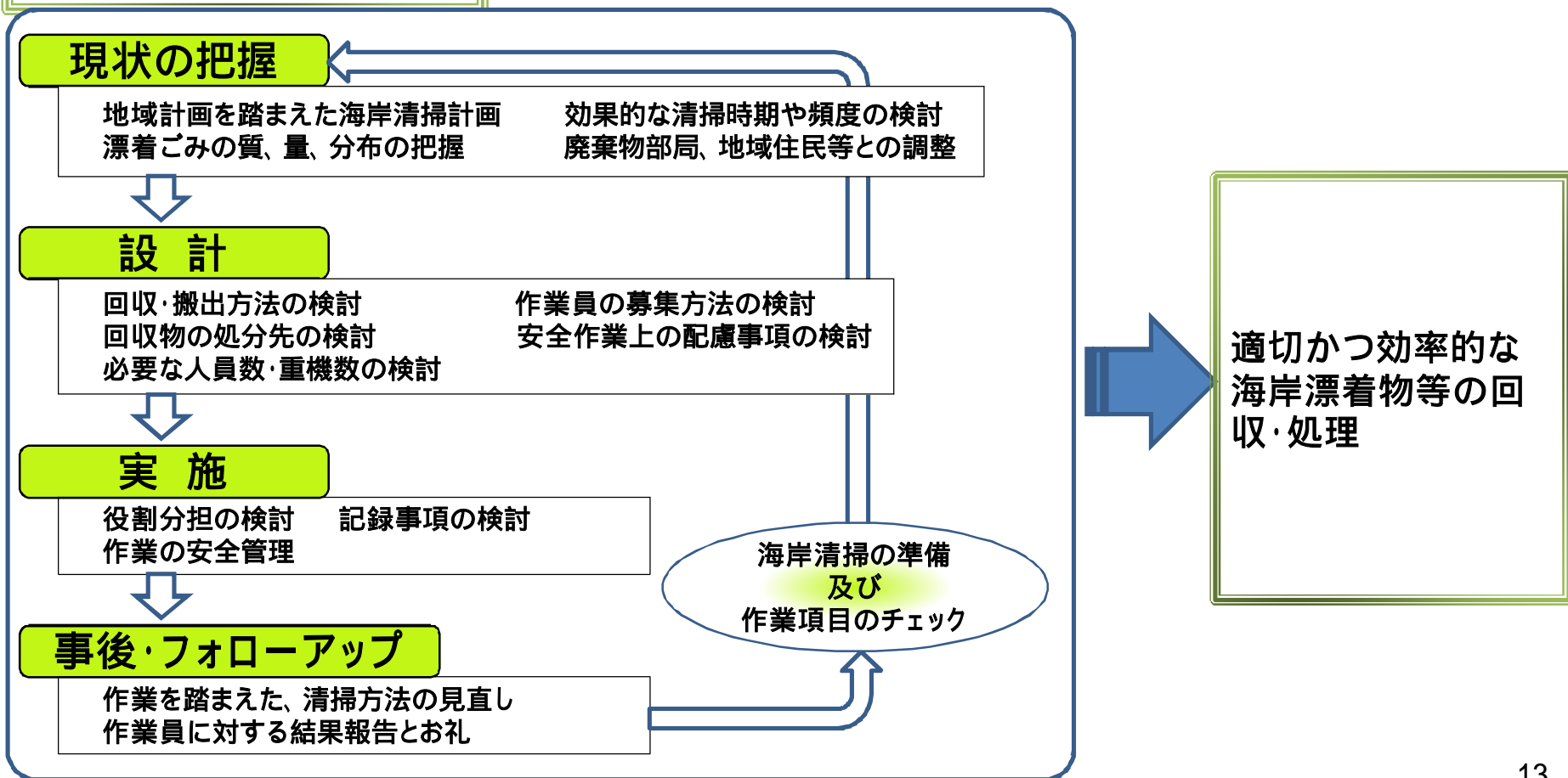


発生源対策に係る国際協力体制の構築

# 海岸清掃事業マニュアル

平成19～22年度に実施した「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」で得られた知見を整理し、海岸清掃を企画する海岸管理者等の行政機関が容易に適切な手法を用いて海岸清掃を進めていくことができるよう、マニュアルを策定。

## マニュアルの概要



## 4. 国の基本方針と都道府県の地域計画

### 国の基本方針(法第13条)

海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向  
都道府県による地域計画の作成に関する基本的事項  
海岸漂着物対策推進協議会に関する基本的事項  
海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他  
海岸漂着物対策の推進に関する重要事項



### 都道府県の地域計画(法第14条)

海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容  
関係者の役割分担及び相互協力に関する事項  
海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他  
海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

民間団体等との連携(法第29条第2項)等



住民その他利害関係者の意見を反映  
(法第14条第3項)

関係する地方公共団体及び海岸管理者等の意見聴取(法第14条第4項)

海岸漂着物対策推進協議会(法第15条)

# 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

## 海岸漂着物対策の基本的方向

### < 海岸漂着物等の円滑な処理 >

海岸管理者等の処理の責任等  
市町村の要請  
地域外からの海岸漂着物に対する連携  
その他の事項

### < 国際的な協力の推進 >

政策対話等 NOWPAP  
海外からの大量漂着等への対応

### < 効果的な発生抑制 >

3Rの推進  
発生状況や原因の実態把握  
ごみ等の適正な処理の推進  
ごみ等の投棄の防止  
ごみ等の水域等への流出・飛散防止  
海域での漂流物等の回収対策の推進

### < 多様な主体の連携の確保 >

国民や民間団体等の積極的な参画促進  
自発的意思の尊重と公正・透明性の確保  
民間団体等との緊密な連携と活動の支援

### その他

環境教育・普及啓発  
海岸漂着物対策活動推進員等の活用  
技術開発・調査研究 の推進

## 地域計画の作成に関する基本的事項

事前調査実施 関係者意見の反映  
協議会での協議  
都道府県間の情報交換  
広域的な視点に基づく取組の推進

重点区域の設定、対策内容、役割分担・相互協力に関する事項 等

## 海岸漂着物対策推進協議会に関する基本的事項

協議会の組織  
幅広い主体の参加 協議会の体制

協議会の運営  
公正・適正な運営・公開 定期的開催

## その他

1. 推進体制  
政府の推進体制 政府・地方公共団体間の推進体制 地方公共団体の推進体制
2. 本基本方針の見直し

# 地域計画の概要

**地域計画の意義** 地域における海岸漂着物対策推進の核として重要な機能を果たすことを期待

## 本参考資料の概要

都道府県への支援として、地域計画を作成する際に参考とすべき以下の事項について記載

地域計画の基本的な構成

地域計画の作成・推進・見直しのプロセス

重点区域の設定

## 地域計画の基本的な構成

重点区域設定の目的及び  
対策の方針

重点区域の範囲

対策の内容

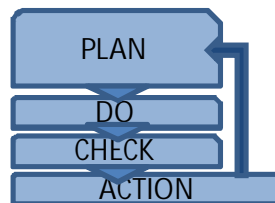
- ・回収・処理
- ・発生抑制
- ・普及啓発・環境教育

役割分担と相互協力 等

## 地域計画の作成・推進・見直しの プロセス

基本的なフロー

- 実態把握
- 対策の検討
- 対策の実行
- 効果の検証
- 計画の変更



事前調査等の実施  
(把握すべき事項)

- ・自然的条件
- ・社会的条件
- ・海岸漂着物等の概況 等
- 関係者の意見の反映等
- ・民間団体等
- ・学識経験者 等

## 重点区域の設定

対象区域の具体的イメージ

- ・利用状況や地域の経済活動にかんがみ重点的に海岸漂着物等の処理を行うべき海岸
- ・良好な景観や生態系等の優れた自然環境を有する海岸
- ・周辺国、他の都道府県からの海岸漂着物等が見られる海岸
- ・離島地域の海岸 等

その他の留意点

- ・複数の都道府県にまたがる重点区域の設定 等

## 地域計画の記載に当たっての留意点

**重点区域と対策の内容について**

- 人工、土地利用状況等を踏まえて選定理由を記載
- 平面図等を用いてビジュアルに範囲を明示
- 回収物の廃棄物としての区分

**関係者との連携について**

- 協議会の活用
- 民間団体等の活動の安全性確保
- 役割分担と連携・協働のイメージ

**その他必要な事項**

- モニタリングの実施(整理すべき事項の例)
- 民間団体等への情報提供

# 地域計画の策定状況及び協議会の設置状況

## 地域計画の策定状況(平成23年度末)

策定済 : 21 自治体

策定中 : 9 自治体

策定予定無し : 11 自治体

北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、  
千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、  
愛知県、兵庫県、京都府、香川県、高知県、  
愛媛県、山口県、大分県、長崎県、宮崎県、  
沖縄県

## 協議会の設置状況(平成23年度末)

設置済 : 23 自治体

未設置

設置予定有り : 2 自治体

設置予定無し : 17 自治体

その他 : 5 自治体

北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、  
新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県、  
兵庫県、和歌山県、島根県、徳島県、香川県、  
愛媛県、山口県、佐賀県、長崎県、熊本県、  
宮崎県、鹿児島県、沖縄県

## 5. 海ごみ問題についての国際的連携



医療系廃棄物の  
大量漂着

H18 長崎県

### 過去の漂着量

- 2005年度 : 約24,000個
- 2006年度 : 約27,000個  
(うち、中国語表記が約900個)
- 2007年度 : 未確認
- 2008年度 : 約2,000個
- 2009年度 : 約200個
- 2010年度 : 約29,000個
- (うち、中国語表記が約1,700個、  
ハングル表記が1,650個)

H21 長崎県

### 生活系廃棄物



廃ポリタンクの大量漂着

H22 長崎県

### 過去の漂着量

- 1999-2004年度 : 11,000-38,000個
- 2005年度 : 約9,300個
- 2006年度 : 未確認
- 2007年度 : 約43,000個  
(うち、ハングル文字表記が約18,000個)
- 2008年度 : 約17,000個  
(うち、ハングル文字表記が約6,200個)
- 2009年度 : 約22,000個  
(うち、ハングル文字表記が約11,000個)
- 2010年度 : 約13,000個  
(うち、ハングル文字表記が約6,000個)



# 北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP)における取組

NOWPAP (北西太平洋地域海行動計画)とは

- ・日本海及び黄海の海洋環境保全を目的する地域海行動計画の一つ
- ・1994年より、日本、韓国、中国、ロシアが参加。
- ・我が国は最大の資金拠出国として活動に貢献。

NOWPAP海洋ごみプロジェクト(2006年より開始)

2006年:海洋ごみに関する行動計画 (MALITA)開始

2007年～現在:地域行動計画(RAPMALI)

- ・各国政府による漂着ごみに関するモニタリング
- ・一般市民も参加したワークショップの開催
- ・海岸清掃キャンペーンの実施

環境省の役割:

海洋ごみに係る活動の我が国における代表者として、ワークショップ等において我が国の取組を紹介するとともに、関係各国との連携強化を図る。

平成22年5月の第12回日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM12)で決定された、「環境協力に係る日中韓3ヶ国共同行動計画」の中で、NOWPAPの枠組における海洋ごみに関する協力の強化が盛り込まれた。



(海岸清掃キャンペーン)